

芽室町の都市計画に関する基本的な方針

芽室町都市計画マスタープラン

(令和8年9月現在)

年 月

芽 室 町

目次

<u>はじめに</u>	都市計画って本当に必要なの？	1
<u>序章</u>	芽室町都市計画マスタープラン見直しの考え方	9
<u>第 1 章</u>	都市マスの概要	17
<u>第 2 章</u>	「全体構想」地域全体の都市づくり構想	23
<u>第 3 章</u>	「地域別構想」地域別の都市づくり構想	47
<u>第 4 章</u>	計画実現のために必要なこと	67
<u>資料</u>		71

資料 1	芽室町の概要	72
資料 2	町民アンケート集計結果	88
資料 3	策定検討会議、まちづくりフォーラム等の経過	94
資料 4	策定にたずさわった方々	98

はじめに

都市計画って本当に必要なの？

はじめに

都市計画って本当に必要なの？

1 都市計画ってな～に？

都市（まち）では、多くの人が住んだり、働いたり、勉強したり、買い物したり、遊んだりして生活をしています。

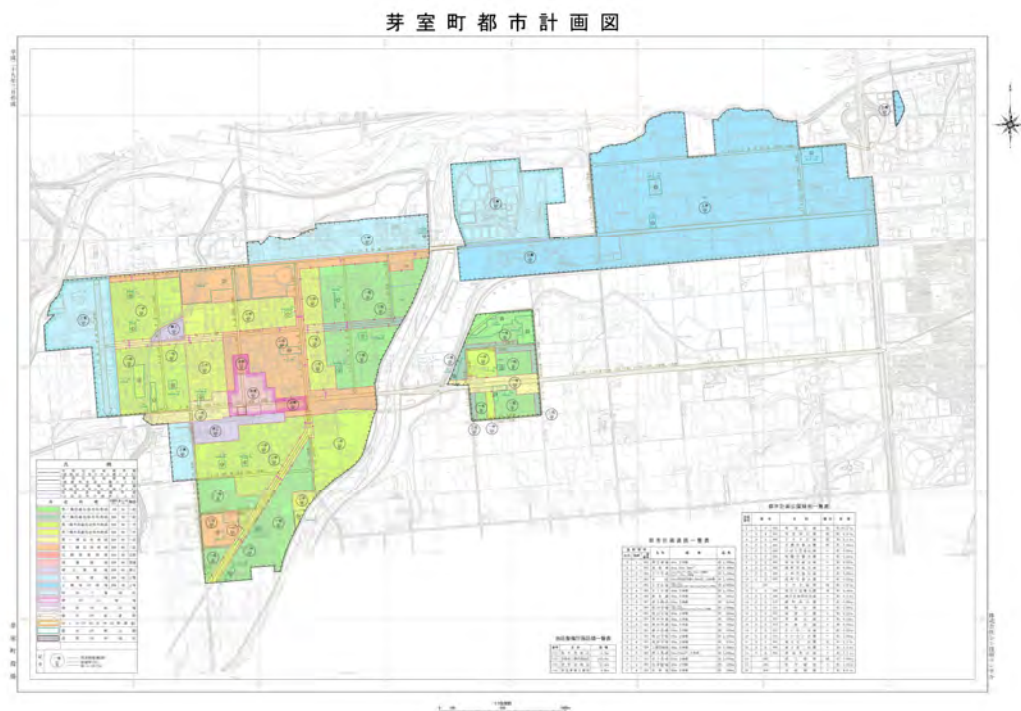
みんなが自分の都合だけで生活すると、他の人に迷惑がかかったり、都市（まち）全体から見て、不都合な部分も出てきます。

また、そこで生活をするには、道路や公園、下水道などの施設が必要です。これらの施設は、どこにどれくらい、どんなものが必要かを計画立てて整備していく必要があります。

さらに、住宅やお店、工場などを建てる場合も、一定のルールが必要です。ルールがないと住宅地の真ん中に大きな工場ができたり、お店の周りに工場や住宅が建てられたり、使いにくいまちになってしまいます。

このようなことがないように、土地の使い方や建物の建て方などについて、ルールをつくり、都市（まち）づくりをしていくことが「都市計画」です。

都市計画って本当に必要なの？



この地図には地域ごとに色が塗ってあります。

「ここは住宅を建てるゾーン」・「ここはお店」・「ここは工場」など、建物を建てる時のルールが定めてあり、この地図を「都市計画図」といいます。

主な色分けで見ると、緑色の部分は住宅が中心のゾーン、赤い色はお店など、青色は工場などが建てられるゾーンです。

また、色が付いている部分全体を「市街化区域」、それ以外は「市街化調整区域」といいます。

- 市 街 化 区 域 : 建物を建ててもいい場所（開発を促進する地区）
- 市街化調整区域 : 基本的に建物は建てられない場所（開発を抑制する地区）

2 もし、都市計画がなかったら？

ルールが無いと病院や学校の隣に大きな工場など……



都市計画というルールがあると…



都市計画区域

町の中心市街地を含み、自然的、社会的条件、人口、土地利用、交通量などの観点から、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるとして北海道が指定している区域。区域内では一定規模以上の開発行為は北海道の許可が必要であり、建築物の建築の際は建築主事の確認が必要となる。

先ほど見た「都市計画図」に色が付いていましたが、その色は「用途地域」という区分で色が分けられています。用途地域は、住居・商業・工業など芽室町では 11 種類に区分され、建築可能な建物などが決められています。

このことによって、上記のように住む場所、買いものする場所、工場などがある場所が分けられ、住みやすい都市づくりにつながります。

都市計画って本当に必要なの？

【芽室町で指定されている 11 種類の用途地域】

第一種低層住居専用地域



2～3 階くらいの住宅のための地域です。小さな店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



2～3 階くらいの住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



敷地の大きさによっては高さのある住宅が建てられる地域です。病院、大学、500㎡までの大きさのお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



敷地の大きさによっては高さのある住宅が建てられる地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までのお店や事務所など生活に便利な建物が建てられます。

第一種住居地域



住む環境を守るための地域です。3,000㎡までのお店、事務所、ホテルなどは建てられません。

第二種住居地域



住む環境を守るための地域です。お店、事務所、ホテル、カラオケボックスなどを建てられます。

近隣商業地域



皆さんが日用品の買い物などをする地域です。住宅やお店のほかに小さな工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小さな工場も建てられます。

準工業地域



ちょっとした工場やサービス施設などが建てられる地域です。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

都市計画法では、13 種類の用途地域を定めることが出来ることになっており、芽室町で指定されている 11 種類のほか、準住居地域と田園住居地域があります。

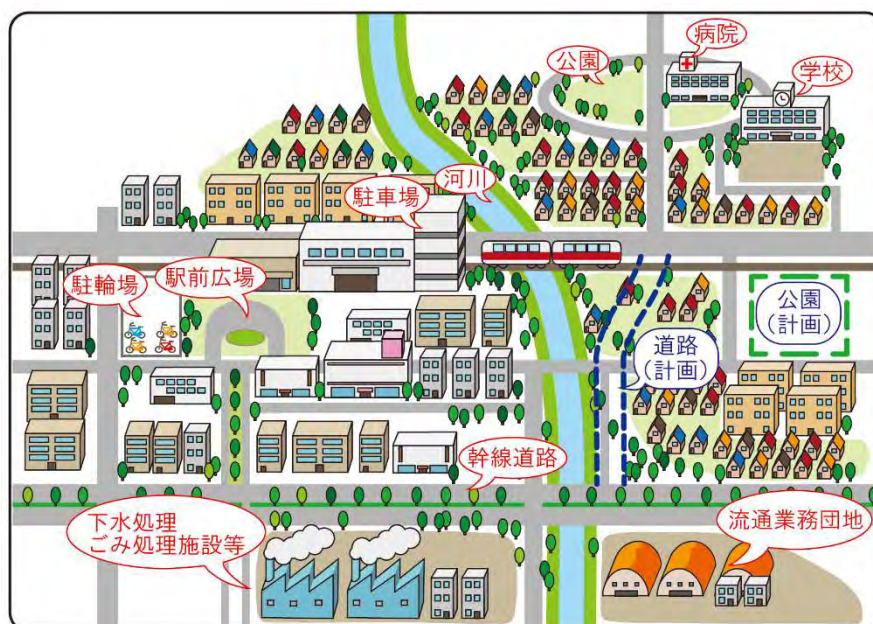
3 「都市（まち）」に必要な、都市施設とは？

たくさんの建物が建ち、人やものが集まる「都市」には、道路や公園、上下水道など、生活のための施設が必要になります。

都市計画では、これらの施設を計画的に整備していくことにしており、それらの施設を「都市施設」といいます。都市施設の主なものには、次のようなものがあります。

- | | |
|-------------|------------|
| ○道路、駐車場 | ○公園、緑地 |
| ○上下水道、電気、ガス | ○河川 |
| ○学校、図書館 | ○病院、保育所 など |

先ほどの「用途地域」により、建物をバランスよく配置し、それらに合わせて、都市施設を必要な所に整備していくことで、住みやすく、機能的な都市（まち）がつくられます。



都市計画って本当に必要なの？

ここまでご説明した、
土地利用や都市施設の将来の姿を計画（冊子）にまとめたものが、
芽室町都市計画マスタープランです。

芽室町の良いところってなんだろう？
芽室町で見直さなければならないところはどこだろう？
どうやったら芽室町はもっと住みやすくなるのかな？

こんな話し合いをしながら、
多くの町民のみなさんと一緒に考え、創りあげた計画です。

これから多くの町民のみなさんと一緒にこの計画を
実行していければと思います。

この計画が実現したら、どんなまちになるのかな？
そんなことを思い浮かべながら、この冊子をご覧くださいと思います。

序 章

芽室町都市計画マスタープラン見直しの考え方

序 章

芽室町都市計画マスタープラン見直しの考え方

序一（１） 見直しの背景

芽室町では、平成 16（2004）年 3 月に「芽室町都市計画マスタープラン」（以下、「都市マス」という）を策定し、その後平成 25（2013）年 3 月、平成 31（2019）年 3 月に見直しを行っています。

令和 9（2027）年 3 月で、計画期間が満了し、社会情勢等の変化や直近の課題に対応したプランにするために見直しが必要となりました。

（主な状況の変化等）

① 社会情勢の変化

人口は、策定当時（H16. 3）は 18,490 人、第 1 回見直し時（H25. 3）は 19,311 人、第 2 回見直し時（H31. 3）は 18,540 人、現在（R8. 3）は 17,454 人となっており、人口の減少が続いています。また年齢構成は、次のとおりです。

	策定当時 H16. 3	第 1 回 見直し時 H25. 3	第 2 回 見直し時 H31. 3	現 在 R8. 3
・年少人口 (0～14 歳)	15. 8%	15. 6%	13. 8%	12. 0%
・生産年齢人口 (15～64 歳)	63. 9% ⇒	60. 3% ⇒	56. 9% ⇒	56. 6%
・老年人口 (65 歳以上)	20. 3%	24. 1%	29. 3%	31. 4%

※芽室町住民基本台帳から

コンパクトシティ・ プラス・ネットワーク

近年提唱されてきたコンパクトシティの考えに、公共交通によるネットワーク的な接続を加えてまちづくりを進めようとする考え方。人口減少下における各種サービスの効果的提供には、集約化（コンパクト化）が不可欠だが、それだけでは市場経済が縮小する恐れがあるため、ネットワーク化により各種都市機能に応じた圏域人口を確保しようとするもの。

② 上位・関連計画の策定・改正

令和 9（2027）年度から町の最上位計画である第 6 期芽室町総合計画が開始されるほか、北海道が定める帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が令和 2（2020）年に見直しをされています。

③ 芽室町内の現状変化と新たな課題

平成 28（2016）年 8 月の台風災害を経験し、防災への意識が高まっています。また、社会的にはコンパクト・プラス・ネットワークなど新たなキーワードが出てきています。それに合わせた都市づくりを考える必要があります。



令和7年（2025）年の大雪



新しく整備された芽室町役場新庁舎



新たな公共施設が整備される

序一(2) 見直しの視点

今回の見直しでは、これまでの計画の方向性は尊重しつつも、社会情勢の変化や芽室町の課題を改めて捉えた中で、5つのポイントに基づき見直しました。

また、町民参加の視点を重要視し、多くの町民のみなさんと「みんなで創り」、計画策定後は「みんなで育てる」ことを目標に、より実効性・実現性のある計画を目指しました。

(見直しの5つのポイント)

① 第6期芽室町総合計画との整合

令和9(2027)年度から開始される芽室町の最上位計画である第6期芽室町総合計画など、芽室町都市計画マスタープランと密接な関係にある計画との整合をはかりました。

② 社会情勢（人口、少子高齢社会等）変化への対応

少子高齢社会の現状を意識して、これまでに引き続き人にやさしい、思いやりのある計画内容にしました。

③ 町民参加による見直し

町民の方々の生活に密着した課題を捉え、町民のみなさんと一緒に実行していけるように、より具体的な実行できる計画内容としました。

④ 新たな視点への意識「コンパクト・プラス・ネットワーク」

平成26(2014)年に政府は「国土のグランドデザイン2050」を公表し、特に人口が減少する地方都市においては、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」が重要とする考えを示しました。このキーワードに芽室らしさを加えて計画内容に反映させました。

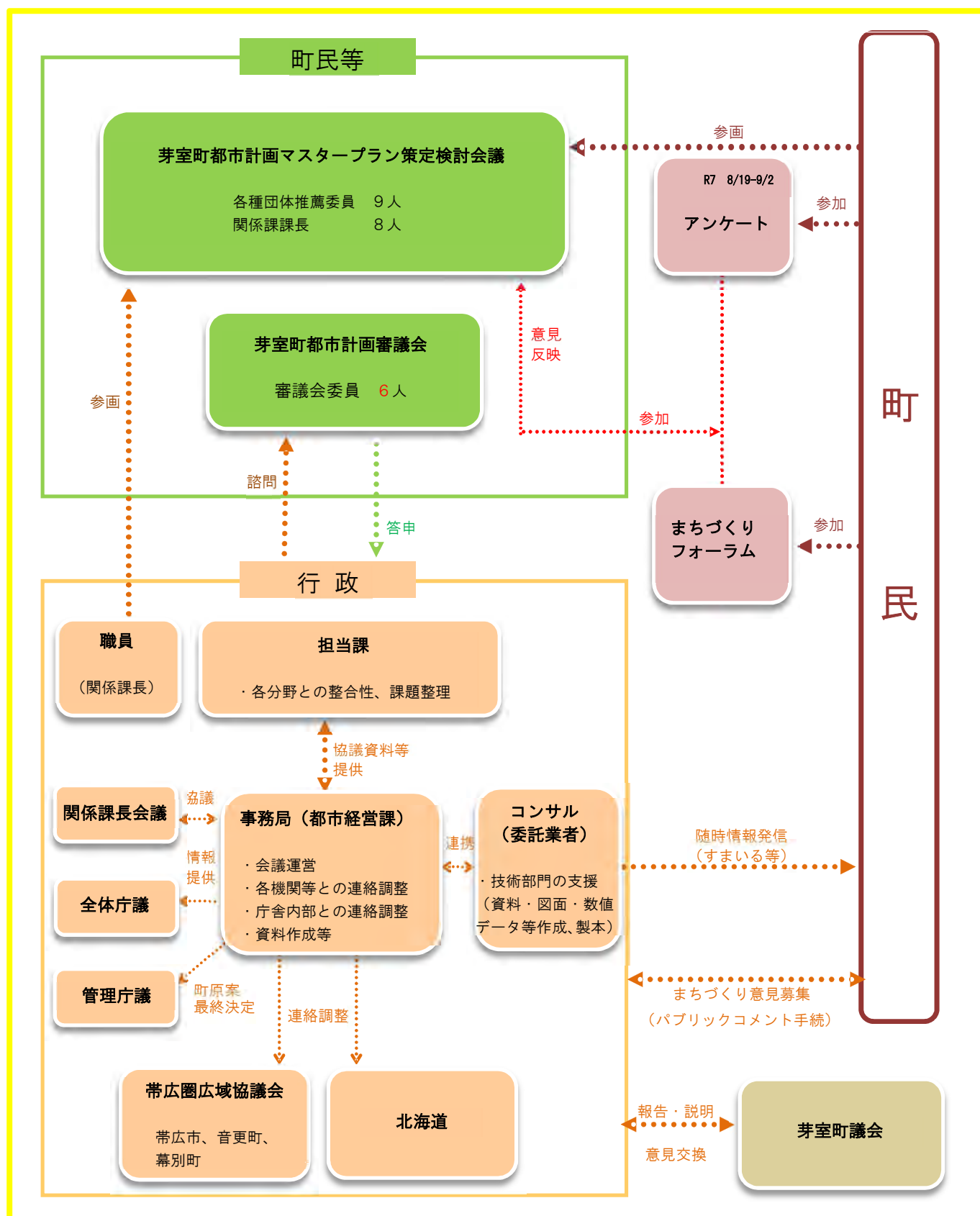
⑤ 4つの分野に基づく見直し

現行の芽室町都市計画マスタープラン同様、「土地利用、交通施設、公園・緑地・河川、公共施設」の4つの分野に分けて計画を構成しました。

序一（3） 見直しの体制

町民と町職員により構成する「芽室町都市計画マスタープラン策定検討会議」（町民 9 人・役場職員 8 人）が中心になり、〇回の検討会議を行い、このほか町民アンケートや講師を招いてのまちづくりフォーラムを実施しながら、令和 7（2025）年度から 2 年間で見直し作業を進めてきました。

都市計画マスタープラン策定体制



芽室町都市計画マスタープラン見直しスケジュール

年 月 日	検 討 会 議 等	そ の 他
令和 7(2025) 年 6 月		
7 月		
8 月	8/5 第 1 回策定検討会議 ・趣旨説明 等	8/19 住民アンケート ・ 9/2 締切、回収率 35. 2%
9 月		
10 月		
11 月		
12 月	12/10 第 2 回策定検討会議 ・ 住民アンケート結果報告 等	
令和 8(2026) 年 1 月		
2 月		
3 月	3/5 第 3 回策定検討会議 ・ 課題解決の方向性 等	
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月	9/24 第 4 回策定検討会議 ・ 都市計画マスタープラン素案 等	
10 月	10/3 まちづくりフォーラム ・ 都市計画マスタープランの意義 等	
11 月		
12 月		
令和 9(2027) 年 1 月		
2 月		
3 月		

第 1 章

都市マスの概要

第 1 章

都市マスの概要

1－(1) 都市マスとは

都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づく計画であり、芽室町の土地利用や道路・公園・下水道等の都市施設の配置・整備について、芽室町が将来目指すべき姿をまとめたもので、まちを形成するための設計図といえます。

昭和 43（1968）年に制定された都市計画法は、急速な都市化による無秩序な市街地の拡大防止、計画的な市街化形成を目的として制定されました。

また、平成 4（1992）年には都市計画法の改正により、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映させてつくる「都市計画マスタープラン」制度が創設されました。

1-(2) 都市マスの位置づけ

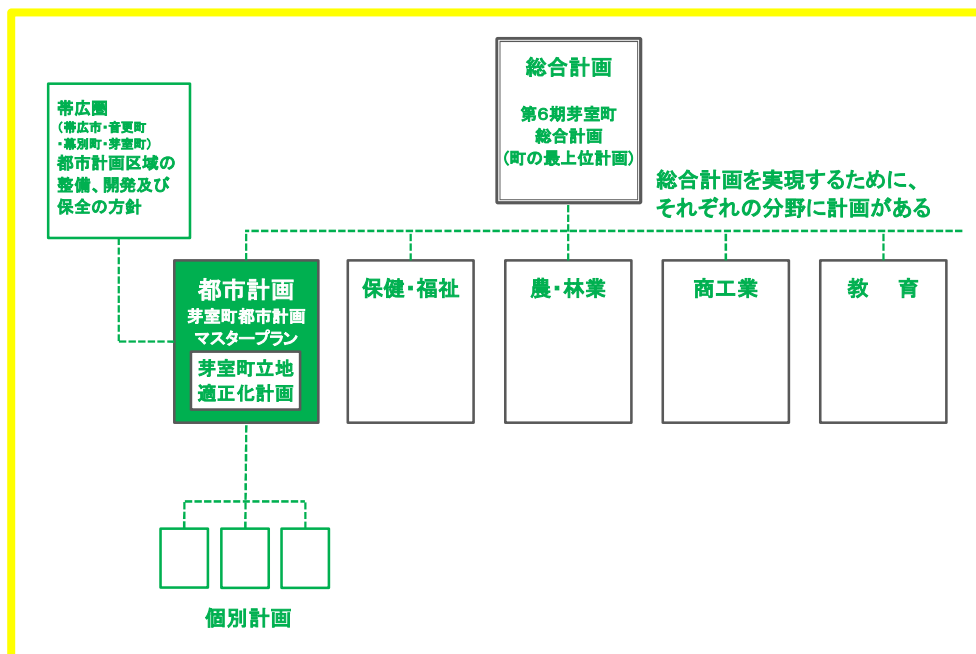
芽室町には、行政全般に関わる最上位計画「第6期芽室町総合計画」があります。また、町には教育や福祉、産業など様々な分野の計画があり、それらはすべて、総合計画を実現するための個別計画となります。

都市マスは、都市計画に関わる分野を受け持ち、芽室町の都市計画の指針となります。さらに、都市マスを実現するために個別計画などが策定され実行されていきます。

第6期芽室町総合計画

計画期間：令和9(2027)年度～令和16(2034)年度

みんなで創り—みんなでつなぐ—ずっと輝くまち—めむろ



1－(3) 都市マスの目的

都市マスは、町民と行政が一体となって、第6期芽室町総合計画に基づく、身近な都市の将来像と土地利用や都市施設の整備などの基本的な方針を定めることが目的であり、「芽室町をより暮らしやすいまちにするための設計図」となるものです。

1－(4) 目標年と計画期間

計画の期間は、中期的展望に立った将来像を示す計画として、第2回見直し時に平成16(2004)年から令和8(2026)年度までの23年計画としていましたが、今回新たに令和9(2027)から令和28(2046)年までの20年計画と定め、見直しを行いました。また、上位計画(第6期芽室町総合計画)が令和16(2034)年に計画期間の満了を迎えるため、必要に応じて本計画の中間見直しを行い、内容の整合を図ります。

年 度	平成/令和	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046						
第5期芽室町 総合計画	基本構想（H31～R8 8年間）																																		
	前期実施計画 （4年）				後期実施計画 （4年）																														
第6期芽室町 総合計画									基本構想（R9～R16 8年間）																										
									前期実施計画 （4年）				後期実施計画 （4年）																						
芽室町都市 計画マスター プラン	当初計画（H16～）																																		
	第1回見直し後（H16～）																																		
	第2回見直し後（H16～）																																		
									↓R8見直し 今回見直し後								↓R16中間見直し																		

1－(5) 都市マスの対象範囲

対象範囲は、都市計画法に基づき北海道が指定した帯広圏都市計画区域のうち芽室町の区域内（8,282ha）となります。



第 2 章

「全体構想」 地域全体の都市づくり構想

第 2 章

「全体構想」 地域全体の都市づくり構想

2-(1) 都市マスの目指すべき方向性

芽室町では、令和 9（2027）年度から新たに第 6 期芽室町総合計画（以下「総合計画」という。）がスタートし、町の将来像を「~~みんなで創り~~
~~みんなでつなぐ~~ ~~ずっと輝くまち~~ ~~めむろ~~」と定めて、まちづくりの最上位の計画として実行して行きます。

また、将来像を実現するため次のとおり 5 つの基本目標を設定しています。

- 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり
- 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり
- 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり
- 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり
- 5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

この総合計画の将来像実現のために、都市マスは策定され、土地利用の方針や都市施設（道路・公園・緑地・河川・公共施設等）の整備方針を定め、特に 5 つの基本目標のうち「4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり」の実現を目指す計画になっています。

都市マスは、町民と役場職員計 17 人で構成する策定検討会議を立ち上げ議論し、アンケートやフォーラムなどを経て、まとめてきました。

さらに、総合計画の政策との関連性を整理した結果、大きく次の 3 点を
目指すべき方向性として設定しました。

【目指すべき方向性】

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 「安全・安心」 | 災害に強く人にやさしいまち |
| 2 「有効な土地利用」 | 有効な土地利用と中心市街地活性化 |
| 3 「自然・環境」 | 景観の保全と創造、環境保全 |

2-（2） 基本理念

総合計画の将来像から浮かび上がったキーワードから、都市マスにおける基本理念を次のように設定しました。

芽室町の素晴らしい自然と景観に囲まれた環境の中

~~快適で安全・安心 笑顔あふれるまち~~

を町民と行政が一緒になって育んでいきます。

2-(3) 都市マスの計画フレーム

① 将来人口

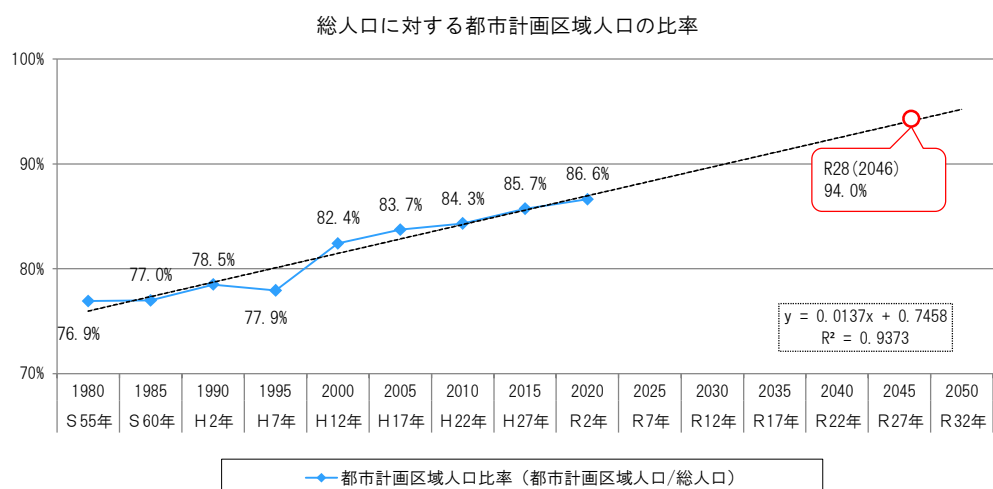
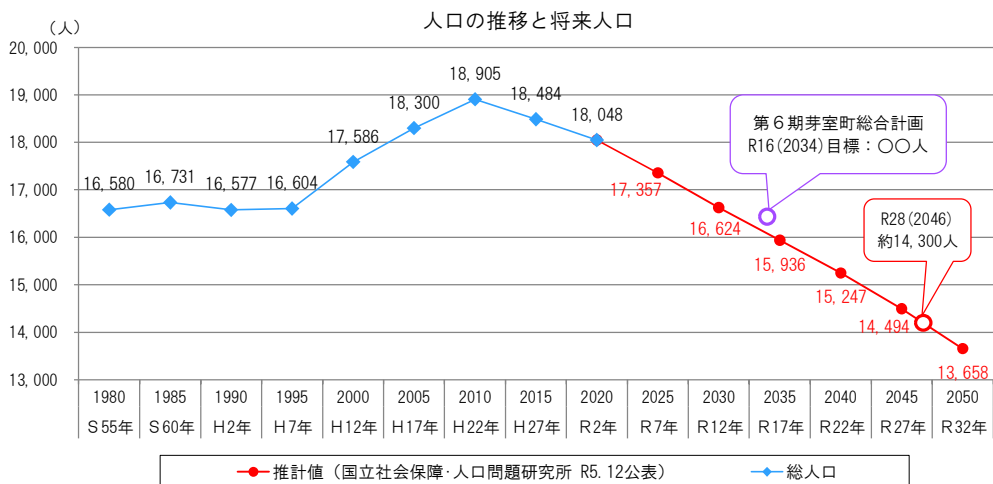
第6期芽室町総合計画においては、合計特殊出生率の維持や移住・定住につながる各種施策を展開することにより、人口減少を抑制するものとして、令和16(2034)年の目標人口を〇〇人に設定しています。

都市マスの将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、令和27(2045)年が14,494人、令和32(2050)年が13,658人となっており、本計画期間の令和28(2046)年は、直線補間で約14,300人と推定されます。

一方、都市計画区域の人口は、総人口に対する比率が年々高まっており、この傾向を踏まえると、令和28(2046)年は約13,442人(比率94.0%)と推定されます。

国立社会保障・
人口問題研究所

厚生労働省に設置された国立の政策研究機関であり、社会保障と人口問題の政策研究を行っている。



2-(4) 都市マスの基本目標

基本理念である「**快適で安全・安心・笑顔あふれるまち**」を実現するために、次のように目標を定めて計画を実行していきます。

【基本目標】

①「**町民の暮らしを守る**」

安全で安心できる、人にやさしいまち

②「**町民が利用しやすい**」

活力にあふれた、人が元気になるまち

③「**町民が自然環境を育む**」

きれいで住みよい、人が笑顔になるまち

①「**町民の暮らしを守る**」——安全で安心できる、人にやさしいまち

土地利用や都市施設の整備は、機能的で快適な生活環境を実現するとともに、災害時のライフラインや避難場所など、町民の命を守る大きな要素にもなります。

町民生活の安全・安心を意識した都市構造の実現を目指すとともに、少子高齢化・人口減少がすすむなか、人にやさしいまちを目指します。

②「**町民が利用しやすい**」——活力にあふれた、人が元気になるまち

芽室町は、市街地がコンパクトにまとまっており、良好で機能的な市街地を形成しています。

今後は、必要な都市機能をより効果的に配置していくことで、まちの活性化をはかり、元気いっぱいの歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

③「**町民が自然環境を育む**」——きれいで住みよい、人が笑顔になるまち

芽室町は、十勝の美しい自然と農村風景のもと、市街地は十勝川、美生川、芽室川に囲まれた、環境に恵まれた地域です。

この自然環境と素晴らしい景観を次世代に継承し、きれいで住みよく、笑顔で生活できるまちづくりを目指します。

2-(5) 芽室町の将来都市像

基本理念や基本目標から、芽室町の将来都市像を図面上で表現しました。

1 まちなかゾーン

芽室町の中心部であり、商業施設等を中心に活気あるゾーンとして位置付けます。

2 人にやさしい生活ゾーン

生活空間として人にやさしく、安全で安心できる暮らしを目指していくゾーンとして位置付けます。

3 産業活動ゾーン

主に芽室町の農業と工業が連携した産業活動を展開するゾーンとして位置付けます。

4 ふれあいの自然ゾーン

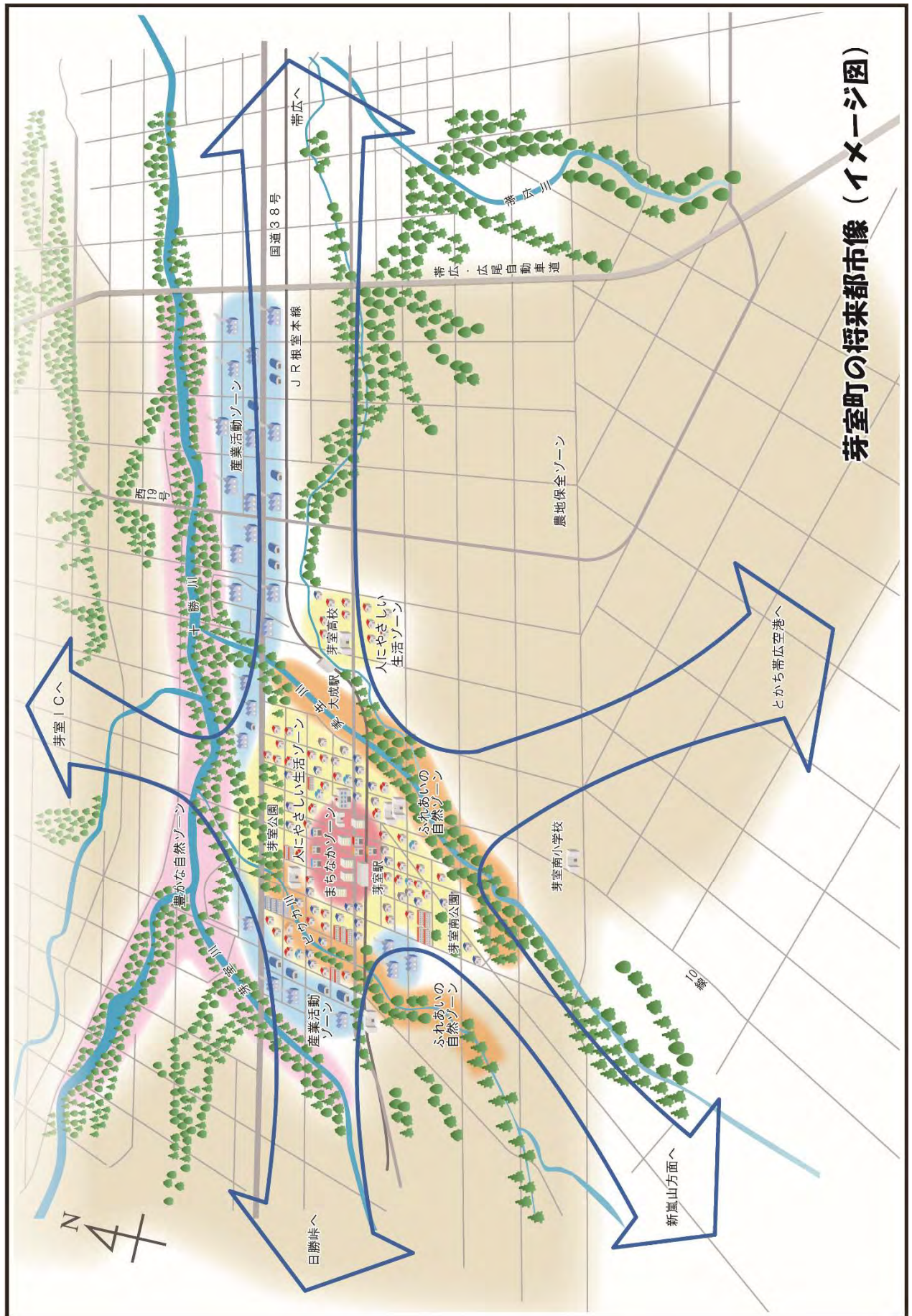
人と自然が共生し、自然と触れ合える空間であり、ふれあいの自然ゾーンとして位置付けます。

5 豊かな自然ゾーン

良好な自然環境を引き続いて保全していくために大規模河川緑地を豊かな自然ゾーンとして位置付けます。

6 農地保全ゾーン

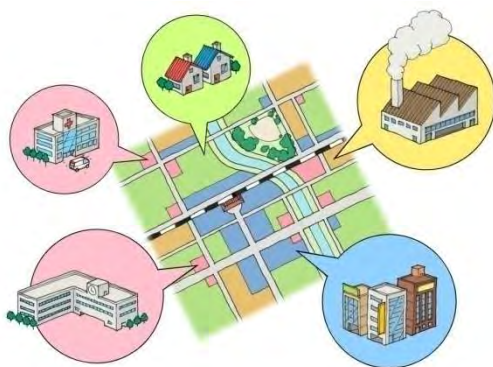
芽室町の基幹産業である農業や芽室町特有の農村風景を保全するゾーンとして位置付けます。



芽室町の将来都市像（イメージ図）

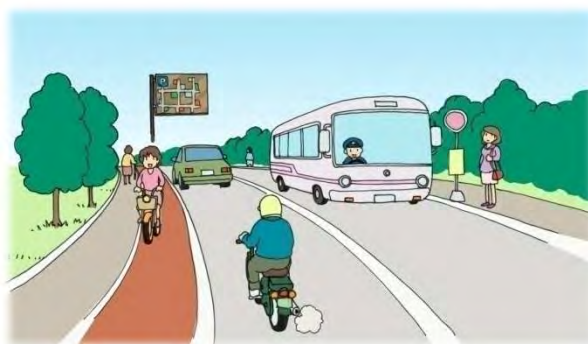
2-(6) 分野別基本方針

都市マスでは、実際に都市を整備・開発・保全していくために、次の4つの分野について、基本的な方針を定めます。



① 土地利用

② 交通施設



③ 公園・緑地・河川

④ 公共施設



2-(7) 土地利用の基本方針

芽室町の市街地は、ＪＲ根室本線や国道３８号などの交通施設や美生川、ピウカ川などの河川により大きく分割されており、その都市構造を有効に利用して、工業系地域、商業系地域、住居系地域に区分し、コンパクトな市街地が形成されています。

（課 題）

- ・ 既存工業団地内における分譲地の不足
- ・ 住宅系と工業系の混在地域
- ・ 人口減少や徒歩移動を考慮した市街地形成
- ・ 空き家や空き地、低未利用地の有効活用
- ・ ゆとりある街区整備の推進
- ・ まちの景観、環境向上を意識した土地利用方策の検討
- ・ 中心市街地活性化を意識した土地利用

これらの課題解決をはかりながら、土地利用の規制誘導を的確に行い、豊かな自然環境や基幹産業を支える農地を守り、暮らしに必要な都市の機能を確保した、コンパクトで生活しやすい市街地形成を目指します。

◇基本方針

（ア）「用途地域の配置」

企業の立地需要に応じた工業用地の確保や、住工混在の解消に向けた用途地域の配置を再検討し、良好な市街地形成を目指します。

（イ）「適正な市街地の形成」

低炭素社会への移行を見据えコンパクトでまとまりのある、利便性の高い市街地形成を目指します。

（ウ）「空き地の利用」

市街地の空き地や低未利用地を有効活用して、市街地の利便性を高めます。

（エ）「街並みの景観」

美しい街並みをつくり、うるおいあるまちを目指します。

（オ）「中心市街地の活性化」

中心市街地活性化を実現するべく、有効な土地利用をはかります。

土地利用の方針図

土地利用の基本方針を受けて土地利用の方針図として、ゾーニングを行います。

1 住まいのゾーン

暮らしの拠点となるゾーンであり、人にやさしく、安全で安心できる生活空間を目指していくゾーンです。

2 商業ゾーン

芽室町の中心市街地の商店街を有効活用し、活気ある市街地の形成をはかるゾーンです。

3 工業ゾーン

芽室町の工業拠点であり、都市の骨格をなしている道路を利用して、住宅地と離れた地区に形成するゾーンです。

4 工業利便ゾーン

工業地や住宅地として利用されているゾーンであり、工場や住宅などの利便性を高めて機能的な土地利用を検討していくゾーンです。

5 沿道活用ゾーン

帯広方向への幹線道路である2丁目通の沿道であり、帯広圏域全体の連続性を考慮し、今後有効的な活用を検討していくゾーンです。

6 農地保全ゾーン

主に芽室町の基幹産業である農業を行う場所であり、農村風景を含め今後も大切に保全していくゾーンです。

7 緑の保全ゾーン

芽室町の自然と緑の中で、今後も永続的に緑の保全をはかっていくゾーンです。

8 有効活用ゾーン

今後、現用途を維持しつつ有効活用することで、より利用価値が高まると考えられるゾーンであり、土地の有効活用を検討していくゾーンです。

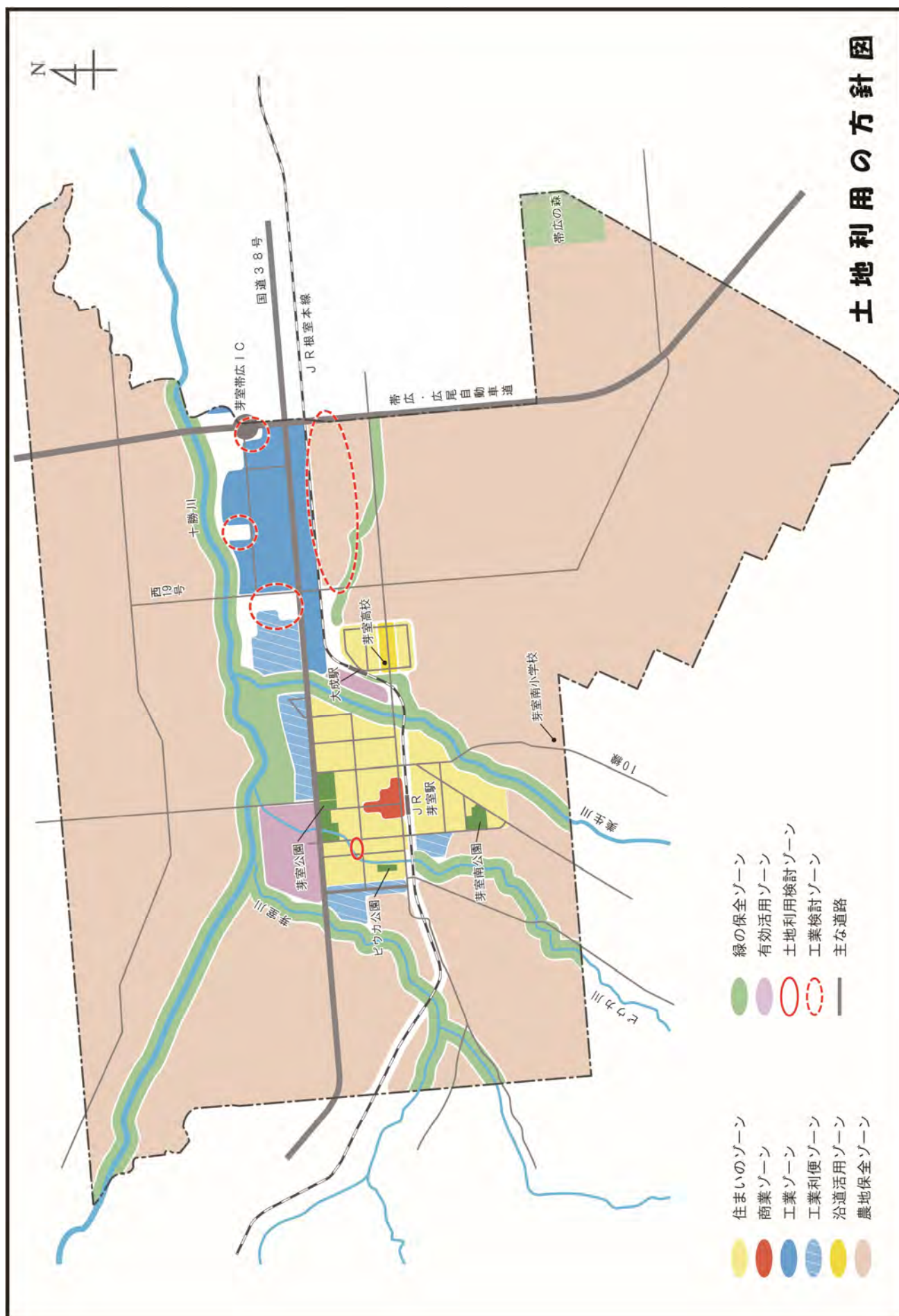
9 土地利用検討ゾーン

住宅地の中に工業系施設が混在している地域であり、今後の土地利用を検討していくゾーンです。

10 工業検討ゾーン

工業ゾーン、工業利便ゾーンと近接している地区であり、既存工業団地の不足状況を見極めたうえで、農林業との調整をはかりつつ、今後工業地の候補として土地利用を検討していくゾーンです。

土地利用の方針図



2－(8) 交通施設の基本方針

芽室町市街地の交通施設は、北側を東西に走る国道38号が市街地外側のバイパスとして機能し、市街地内の交通障害回避や安全性が確保されています。

また、市街地内の道路は、碁盤の目のように整理されており、分かりやすく、利便性の高い交通網といえます。

(課 題)

- ・ 未着手のままとなっている都市計画道路の見直し
- ・ 安全な道路交通環境の整備
- ・ 高齢社会を見据えた自動車依存型社会からの脱却
- ・ 安全性を確保した通学路と、交通弱者への配慮
- ・ 市街地に不足している駐車場整備
- ・ 景観面と機能面を両立した街路樹等の整備
- ・ 持続的な公共交通に向けた改善

交通施設は、市街地の利便性を高めるために、重要な役割を果たしています。

上記の課題を解決するとともに、無機質な道路という役割だけでなく、歩くことや走行することを楽しめる、“道路を楽しむ”ことへの発想の転換も必要です。

◇基本方針

(ア)「道路交通網の改善」

道路網全体を総合的に検証し、位置付けの見直しや土地利用に合わせた改善を進めます。

(イ)「道路構造等の再検討」

ライフサイクルコストを踏まえた道路構造の検討を行い、自動車や歩行者が安全に通行できるまちを目指します。

(ウ)「生活を支える公共交通の充実」

公共交通の利便性を向上し、歩いて暮らせる交通環境を目指します。

(エ)「誰もが歩きやすい交通施設整備」

人にも環境にもやさしく誰もが安心して楽しく歩いて暮らせる交通施設を目指します。

(オ)「駐車場の整備」

駐車場の整備を推進し、路上駐車のないまちを目指します。

(カ)「総合的な街路樹等の整備」

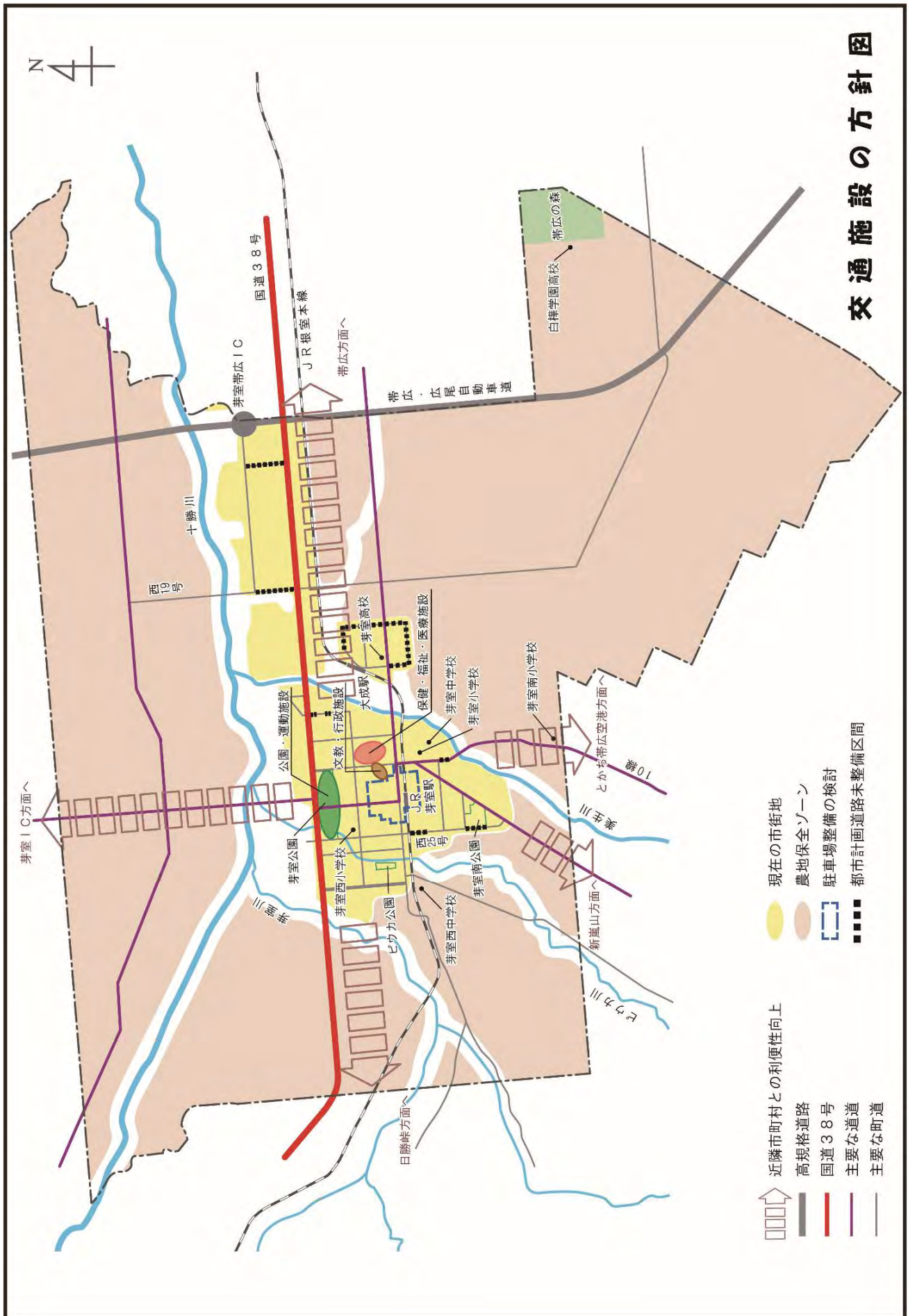
景観面と機能面を両立した総合的な街路樹等整備を目指します。

交通施設の方針図

基本方針を受けて、交通施設の方針図により、将来の交通施設のイメージを表現しています。

市街地は、利便性が高く、人にも環境にもやさしいまちを目指して、整備が継続的に必要である主要な幹線道路を示しています。

また、近隣市町村への広域的な利便性を向上していく軸を表現し、さらに、駐車場整備により、利便性の向上をはかっていくことが必要な市街地の範囲を示しています。



2-(9) 公園・緑地・河川の基本方針

芽室町は十勝特有の農村風景の中に位置しており、豊かな自然や多数の河川に恵まれた美しいまちといえます。

芽室公園と柏の木、花菖蒲園などは良好に整備され、芽室遺産に選定されています。

(課題)

- ・ 利用者ニーズに合わせた公園の集約・再編と長期的な維持管理
- ・ 河川沿いの自然環境の有効活用
- ・ 景観の観点からの公園・緑地等の整備
- ・ 緑の持つ防災機能を意識した公園整備
- ・ 気候変動に配慮したみどりの活用

これらの課題解決をはかり、より利用者に合った公園整備や緑地等の有効活用、景観・防災の視点を強化し、自然環境豊かな快適なまちづくりを目指します。

◇基本方針

(ア)「公園緑地の整備」

時代の変化に応じた公園緑地の適切な整備により、身近な憩いの空間づくりを進めます。

(イ)「既存の緑地・自然林等の活用」

緑地や自然林を活用し、自然と人の共生を目指します。

(ウ)「河川沿いの緑環境整備」

河川沿いの自然環境を整備し、親水性の空間づくりを進めます。

(エ)「景観の観点からの緑整備」

景観向上のための緑の整備や現存する緑の保全を推進し、まちにうるおいを与えます。

(オ)「防災の観点からの公園整備」

防災の観点からの公園整備を行い、安全性の高いまちを目指します。

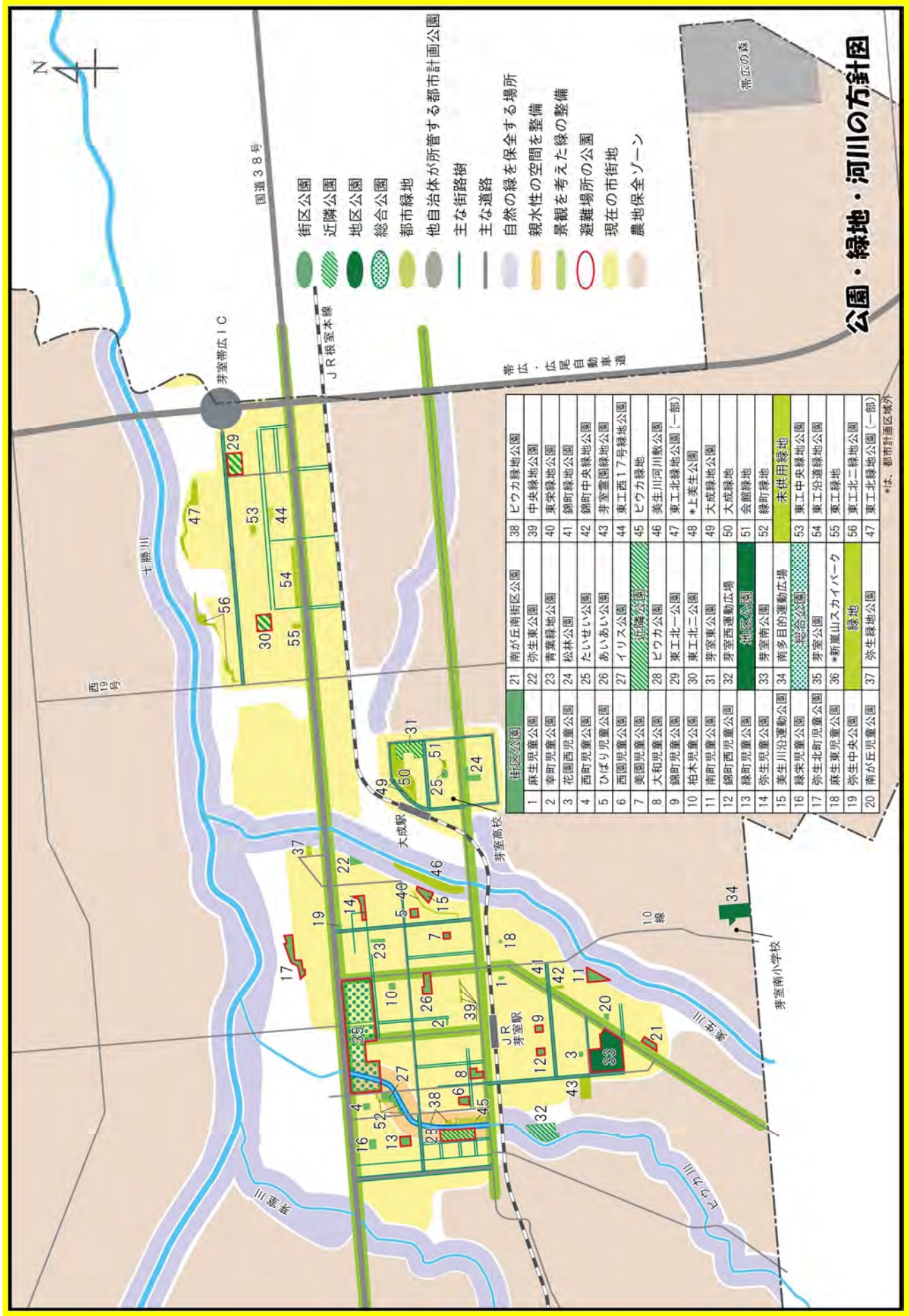
公園・緑地・河川の方針図

公園・緑地・河川の基本方針を受けて、方針図により、将来の公園・緑地・河川のイメージを表現しています。

公園の機能を明確にして整備を進めるために、現在都市計画で決めている公園の種別（街区公園、近隣公園等）をベースに利用者に合わせた公園の配置をしています。

また、利用者に合わせた公園整備が可能な場所や親水性の空間整備を推進していく範囲についても示しています。

さらに、避難場所として整備していく公園、景観を考慮して緑を総合的に整備推進する路線、大切な自然を保全していく場所などを示しています。



公園・緑地・河川の方針図

1	麻生児童公園	21	南が丘南街区公園	38	ピウカ緑地公園
2	森町児童公園	22	弥生東公園	39	中央緑地公園
3	花園西児童公園	23	青葉緑地公園	40	東栄緑地公園
4	西町児童公園	24	松林公園	41	錦町緑地公園
5	ひばり児童公園	25	たいせい公園	42	錦町中央緑地公園
6	西園児童公園	26	あいあい公園	43	芽室園緑地公園
7	美園児童公園	27	イリス公園	44	東工西17号緑地公園
8	大和児童公園	28	ピウカ公園	45	ピウカ緑地
9	錦町児童公園	29	東工北公園	46	美生川河川敷公園
10	柏木児童公園	30	東工北二公園	47	東工北緑地公園 (一部)
11	南町児童公園	31	芽室東公園	48	*上美生公園
12	錦町西児童公園	32	芽室西運動広場	49	大成緑地公園
13	緑町児童公園	33	地区公園	50	大成緑地
14	弥生児童公園	34	南多目的運動広場	51	会館緑地
15	美生川沿運動公園	35	緑地公園	52	緑町緑地
16	緑栄児童公園	36	*新嵐山スカイパーク	53	未供用緑地
17	弥生北町児童公園	37	緑地	54	東工中央緑地公園
18	麻生東児童公園			55	東工緑地
19	弥生中央公園			56	東工北二緑地公園
20	南が丘児童公園			57	東工北緑地公園 (一部)

*は、都市計画区域外

2-(10) 公共施設の基本方針

芽室町の公共施設は、公共施設等再配置構想により計画的な施設配置を進めてきました。また、平成28(2016)年からは公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な財政状況を勘案した施設管理に取り組んでいます。

また、各公共施設の耐震診断および耐震改修が進められ安全性の高い公共施設の整備を進めています。

(課 題)

- ・ 公共施設やインフラ設備の維持更新に伴う町財政への圧迫
- ・ 多様化する利用者ニーズに合った施設整備と既存施設の有効活用
- ・ 公共施設に関する案内表示の改善
- ・ 高齢者や障がいのある人など誰にもやさしく、環境にもやさしい施設整備
- ・ 芽室町地域防災計画との整合をはかった施設整備
- ・ 景観を意識した施設整備とクリーンエネルギーの活用
- ・ 芽室エリアだけでなく帯広圏域を意識した施設の配置と整備

◇基本方針

(ア)「利用者ニーズに合った施設整備」

利用者ニーズに合った必要なサービスを持続的に提供していくため、利用者ニーズを踏まえた公共施設の適正化を進めます。

(イ)「人や環境にやさしい施設整備」

人にやさしく環境にもやさしい誰もが利用しやすい公共施設を目指します。

(ウ)「防災に配慮した施設整備」

防災に配慮した公共施設整備で、安全・安心なまちを目指します。

(エ)「景観面に配慮した施設整備」

景観に配慮した公共施設整備で、きれいなまちづくりを目指します。

(オ)「帯広圏域と連携した施設配置と整備」

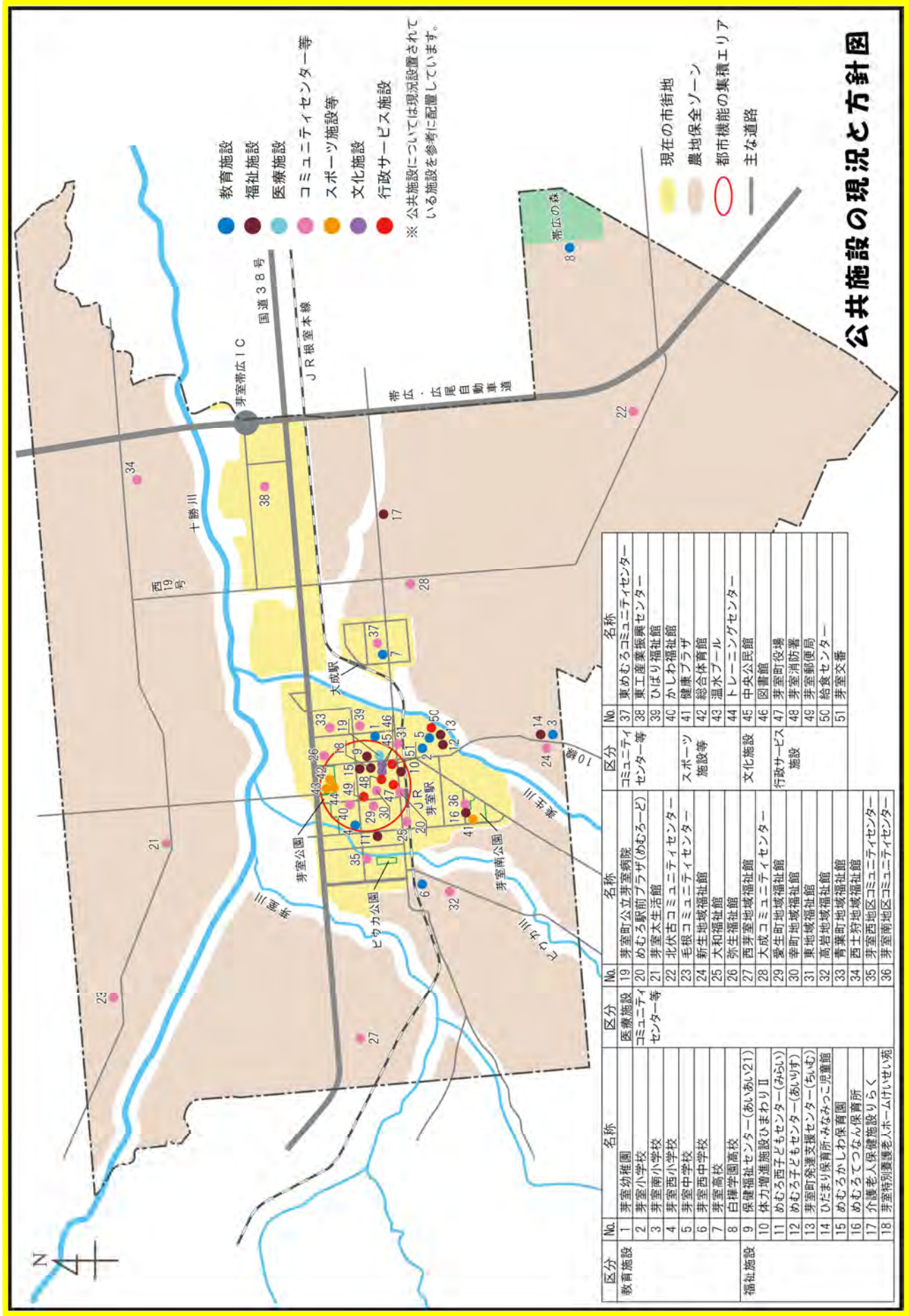
帯広圏域と連携した公共施設の配置や整備を目指します。

公共施設の現況と方針図

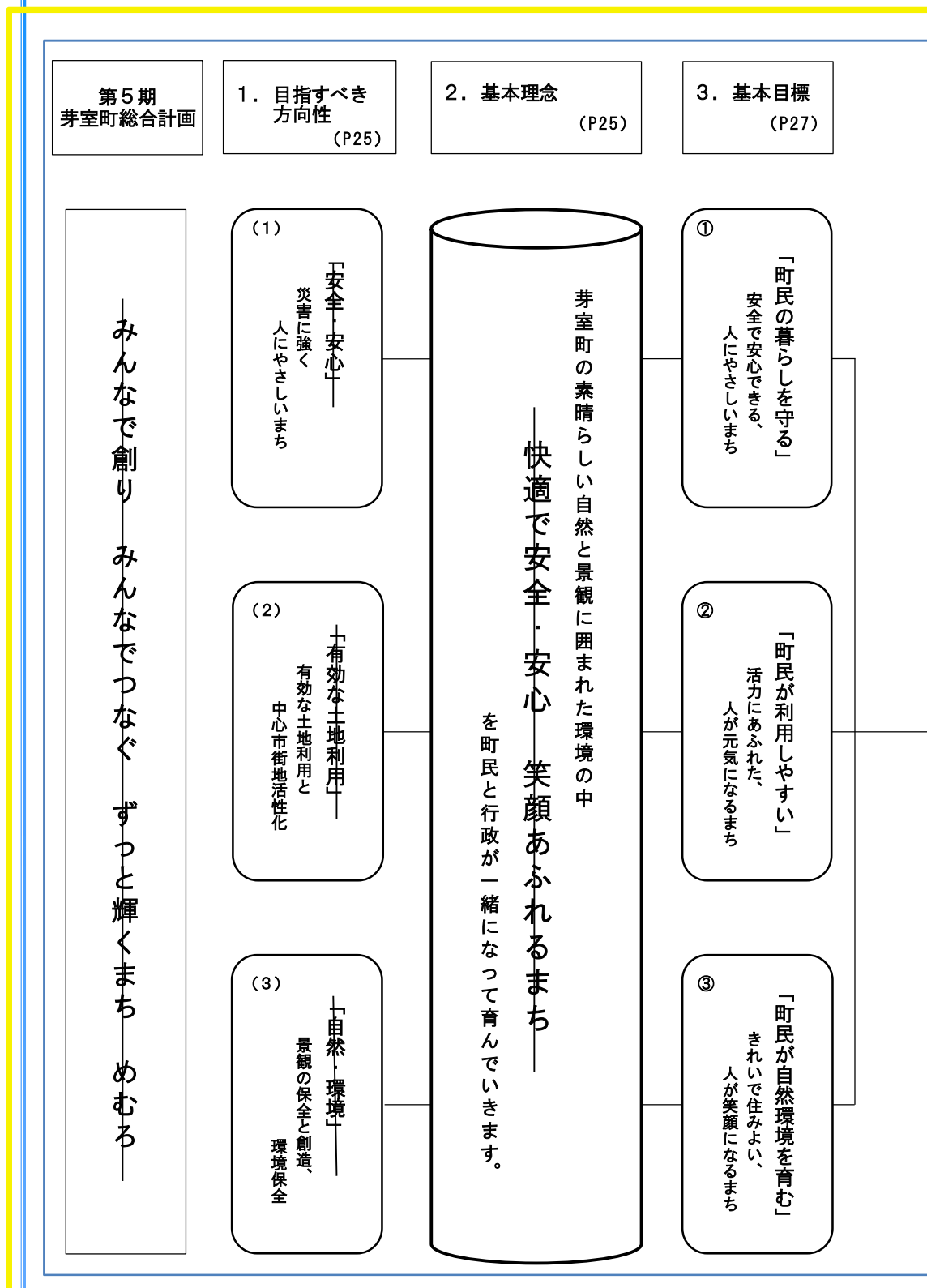
基本方針を受けて、歩いて暮らせるコンパクトなまちを目指すために、主要な都市機能を担う施設を集積していくエリアを示しています。

芽室町の既存の公共施設を利用者ニーズにあわせて総合的に見直し、人にやさしく、環境にもやさしい誰もが利用しやすい公共施設の整備を推進していくことを基本方針としています。

また、公共施設は参考に現在の状況を表現しています。



芽室町都市計画マスタープラン（全体構想）体系図



4. 分野別の課題

(P31～P43)

5. 基本方針

(P31～P43)

土地利用

- ・ 既存工業団地内における分譲地の不足
- ・ 住宅系と工業系の混在地域
- ・ **人口減少や徒歩移動**を考慮した市街地形成
- ・ 空き家や空き地、低未利用地の有効活用
- ・ まちの景観・環境向上を意識した土地利用方策の検討
- ・ 中心市街地活性化を意識した土地利用

有効な土地利用の推進

- (ア) 用途地域の配置
- (イ) 適正な市街地の形成
- (ウ) 空き地の利用
- (エ) ゆとりのある土地利用
- (オ) 街並みの景観
- (カ) 中心市街地の活性化

交通施設

- ・ 未着手のままとなっている都市計画道路の見直し
- ・ 安全な道路交通環境の整備
- ・ 高齢社会を見据えた自動車依存型社会からの脱却
- ・ 安全性を確保した通学路と、交通弱者への配慮
- ・ 市街地に不足している駐車場整備
- ・ 景観面と機能面を両立した街路樹等の整備

道路交通環境の整備

- (ア) 道路交通網の改善
- (イ) 道路構造等の再検討
- (ウ) 生活を支える公共交通の充実
- (エ) 誰もが歩きやすい交通施設整備
- (オ) 駐車場の整備
- (カ) 総合的な街路樹等の整備

公園・緑地・河川

- ・ **利用者ニーズに合わせた公園の集約・再編**と長期的な維持管理
- ・ **気候変動に配慮したみどりの活用**
- ・ 河川沿いの自然環境の有効活用
- ・ 景観機能面からの公園・緑地等の整備

快適な住環境の整備

- (ア) 公園緑地の整備
- (イ) 既存の緑地・自然林等の活用
- (ウ) 河川沿いの緑環境整備
- (エ) 景観の観点からの緑整備

公共施設

- ・ 公共施設や**インフラ設備**の維持更新に伴う町財政への圧迫
- ・ 多様化する利用者ニーズに合った施設整備と既存施設の有効活用
- ・ 公共施設に**関する案内情報の改善**
- ・ 高齢者や障がいのある人など誰にもやさしく、環境にもやさしい施設整備
- ・ 芽室町地域防災計画との整合をはかった施設整備
- ・ 景観を意識した施設整備とクリーンエネルギーの活用
- ・ 芽室エリアだけでなく帯広圏域を意識

自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

- (ア) 利用者ニーズに合った施設整備
- (イ) 人や環境にやさしい施設整備
- (ウ) 防災に配慮した施設整備
- (エ) 景観面に配慮した施設整備
- (オ) 帯広圏域と連携した施設配置と整備

地域別構想

都市計画区域を2つの地域に分けて、より地域に密着した内容の計画にするため、

” 地域別構 ”

を定めて、

「現状と課題」
「解決の方向性」

を設定し、左記の基本方針を具体的に推進していきます。

第 3 章

「地域別構想」 地域別の都市づくり構想

第 3 章

「地域別構想」 地域別の都市づくり構想

3－(1) 地域別構想の地域区分

全体構想では、芽室町の都市計画区域を全体でとらえ、芽室町都市計画の目指すべき基本理念と基本方針を示しました。

ここでは、より地域に密着した分かりやすい計画にするため、都市を 2 つの地域に区分して、それぞれの計画を定めていきます。

地域別構想では、まちの地形的特性や市街地の連続性を踏まえ、次のとおり 2 地域に区分します。

美生川を挟んで、

- ・ 西側を「芽室中央地域」

(市街地がコンパクトにまとまっている地域)

- ・ 東側を「芽室東地域」

(新しく市街地が形成され工業地域と一体的な開発が進められている地域)

この 2 地域に分けて、次の 4 つの分野に沿って、「現状と課題」とそれに対する「解決の方向性」を定めます。

○ 4 つの分野

1 土地利用

2 交通施設

3 公園・緑地・河川

4 公共施設

地域別構想の地域区分



- ・ 地域分けは、都市計画施設を網羅するエリアで設定し、各地域の土地利用は方針図に定めます。
- ・ 特に住まいのゾーンは、第5期芽室町総合計画の土地利用の方向性と整合をはかっています。

3-(2) 芽室中央地域の将来ビジョン

芽室中央地域は、各種公共施設や住宅地、商業地、工業地などがコンパクトにまとまっており、芽室町の中でも中心的な役割を担っている地域です。

中心市街地活性化や東西の住宅などのバランス、災害時の対応などを考慮した施設整備や公園のあり方、街並み景観や環境への配慮が必要です。

また、医療機関をはじめ、公共施設への道路のあり方は、高齢者や障がいのある人など、誰にもやさしい道路づくりが必要であり、それらの課題を一つずつ解決していくことで、安全・安心で快適な暮らしづくりの実現につなげていきます。

このことから、本地域は芽室町の中央地域として、以下の将来ビジョンを設定します。

芽室中央地域の将来ビジョン

今あるものを有効に活用し、誰もが親しみや愛着を持てる
コンパクトな市街地を目指します。

ユニバーサル デザイン

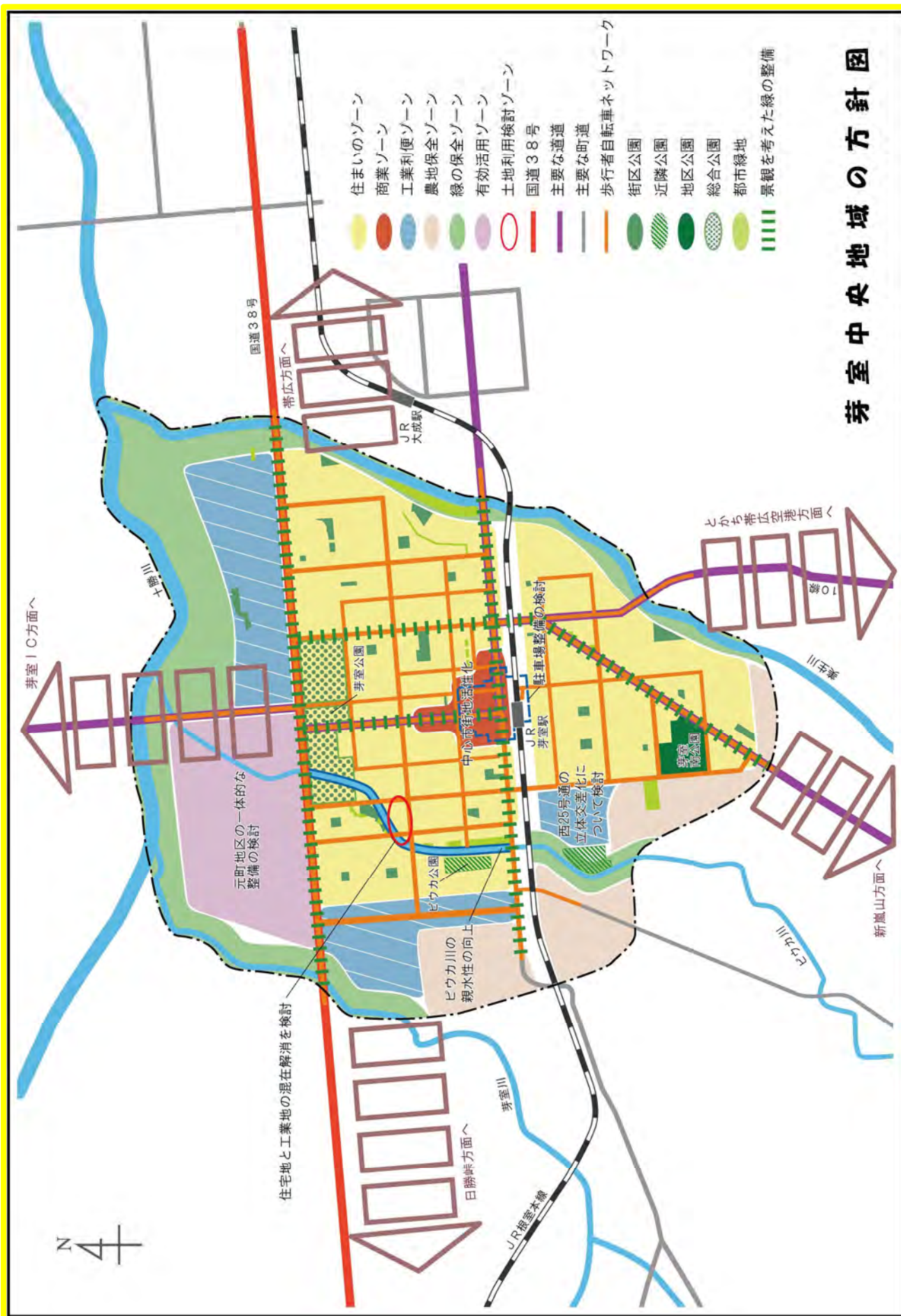
「障壁を取り除く」というバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインは、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようにデザインする考え方。一般的には、次の7原則がある。

- ①誰もが公平に利用できること
- ②使う上で自由度が高いこと
- ③使い方が簡単ですぐ分かること
- ④必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- ⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

ー 芽室中央地域のキーワード ー

- | | | | |
|---------|---------|---------|-------------|
| ・市街地空洞化 | ・空き家 | ・空き地 | ・まちなか居住 |
| ・コンパクト | ・東西バランス | ・買物不便地 | ・道路整備 |
| ・公園整備 | ・維持管理 | ・長寿命化 | ・駐車場整備 |
| ・景観形成 | ・公共施設集約 | ・利用者ニーズ | ・高齢者 |
| ・子どもたち | ・水辺環境 | ・防災拠点 | ・ユニバーサルデザイン |

芽室中央地域の方針図



(地域別構想)
芽室中央地域
の方向性

1. 分野

2. 基本方針

3. 現状と課題

土
地
利
用

(ア) 用途地域の配置

・西地区の工業地と住宅地の混在

① 芽室西小学校西側の工業地は、住宅地と近接しており、大型車両が搬入出等で頻繁に出入りしている。

(イ) 適正な市街地形成

・東西の住宅地のバランス

② 東めむる地区に新しい住宅地ができるなど、帯広側（東側）に発展する傾向があるため、西側の芽室中央地域の充実も必要である。

・コンパクトな市街地形成

③ 人口減少に伴い、中心市街地の空洞化が懸念されている。

・元町地区の整備

④ 元町地区は、一定の土地利用が進められているが、さらに推進していく必要がある。

(ウ) 空き地の利用

・空き家、空き地への対応

⑤ 低未利用地の活用、老朽化した空き家、空き地への対応が必要になってきている。

・公民館北側敷地の活用

⑥ 保健・福祉・医療ゾーンとして位置づけられ、保育園、特別養護老人ホーム、防災拠点倉庫が建設されている。両施設間に、公園等が整備済である。

(オ) 街並みの景観

・街並み等の景観向上

⑦ 空き家（店舗）、空き地等が景観を損ねる懸念がある。

(カ) 中心市街地の活性化

・中心市街地の活性化

⑧ 駅周辺や商店街など、まちの中心部で空き店舗や空き地が目立ち、その対策と併せて中心市街地活性化が必要である。

《将来ビジョン》 今あるものを有効に活用し、誰もが親しみや愛着を持てるコンパクトな市街地を目指します。

《キーワード》

- | | | | | |
|---------|--------|-------|---------|-------------|
| ・市街地空洞化 | ・空き家 | ・空き地 | ・まちなか居住 | ・コンパクト |
| ・東西バランス | ・買物不便地 | ・道路整備 | ・公園整備 | ・維持管理 |
| ・長寿命化 | ・駐車場整備 | ・景観形成 | ・公共施設集約 | ・利用者ニーズ |
| ・高齢者 | ・子どもたち | ・水辺環境 | ・防災拠点 | ・ユニバーサルデザイン |

4. 解決の方向性

① 芽室西小学校西側の工業地（車両管理センター・公園詰所など）は、将来的な土地利用を十分考慮した上で、適所移転を進めていく。

② 公営住宅跡地など、町が所有する未利用地を民間事業者の提案も取り入れながら、住宅地などとして有効活用を図る。

③ 芽室町立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域に公共サービス施設や商業施設の誘導を進め、既に区域内にある施設は区域外に移転しないようコントロールをする。

④ 元町地区は、地域に根差した多様な産業と再生可能エネルギーなど、地域資源の効果的な循環を踏まえ、一体的な整備を検討していく。

⑤ 芽室町空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制や利活用の促進に取り組む。

⑥ 災害時の利用も想定し、隣接する駐車場整備のあり方について検討する

⑦ 芽室町空家等対策計画・芽室町まちなか再生ビジョン（まちなかの魅力向上プロジェクト）に基づく取組を行う。

⑧ 芽室町まちなか再生ビジョン（まちなかの魅力向上プロジェクト）に基づき、起業支援や空き店舗の利活用を推進するとともに、あらゆる世代がまちなかで参加交流できる場を作り、チャレンジする意欲のある町民等の人材育成の実施や支援を行う。

(地域別構想)
芽室中央地域
の方向性

1. 分野	2. 基本方針	3. 現状と課題
交通施設	(ア) 道路交通網の改善	・長期未着手となっている都市計画道路の見直し ① 芽室町道路マスタープランにおける将来道路交通網について現状の土地利用を踏まえ、現状と乖離している個所については、見直しが必要となっている。
	(イ) 道路構造等の再検討	・交差点整備と信号機等設置による安全性確保 ② 交差点は、見通しが悪い・優先道路が分かりにくい・直角交差していない・5差路など、危険な部分がある。信号機、道路標識等の設置は関係機関と十分調整が必要である。 ・計画的な道路改良(舗装整備) ③ 舗装が傷んでいたり、舗装がされていない箇所がある。 ・実態に合わせた除排雪作業 ④ 幅員が狭く、一時堆積スペースを確保できない道路や、除雪や排雪対応が困難な道路が一部ある。 ・道路マスタープランの見直し ⑤ 芽室町道路マスタープランでは、町独自の道路構造としてコスト削減や長寿命化を実施してきている。今後はコスト削減や長寿命化対策として舗装打ち換え等の検討が必要である。
	(エ) 誰もが歩きやすい歩行者交通施設整備	・街灯など設置による安全確保 ⑥ 住宅地内の道路や通学路、歩行者がよく横断する交通量の多い道路は、歩行者の安全を確保していくことが必要である。 ・ベビーカー、車椅子、高齢者等に対応した歩道整備 ⑦ ベビーカーや車椅子利用者、高齢者が利用しやすい歩道など、歩行者の立場に立った道路整備が求められている。また、歩行者の導線を考慮した路線選定等が必要である。
	(オ) 駐車場の整備	・適正な駐車場整備と路上駐車改善 ⑧ 中心街や住宅地内に駐車場が少ないため、路上駐車が増えている。平成23(2011)年にまちなか公共駐車場整備方針が策定された。
	(カ) 総合的な街路樹等の整備	・街路樹の整備 ⑨ 機能面・景観面を両立した街路樹整備が求められている。

《将来ビジョン》 今あるものを有効に活用し、誰もが親しみや愛着を持てるコンパクトな市街地を目指します。

《キーワード》

- | | | | | |
|---------|--------|-------|---------|-------------|
| ・市街地空洞化 | ・空き家 | ・空き地 | ・まちなか居住 | ・コンパクト |
| ・東西バランス | ・買物不便地 | ・道路整備 | ・公園整備 | ・維持管理 |
| ・長寿命化 | ・駐車場整備 | ・景観形成 | ・公共施設集約 | ・利用者ニーズ |
| ・高齢者 | ・子どもたち | ・水辺環境 | ・防災拠点 | ・ユニバーサルデザイン |

4. 解決の方向性

① 芽室町における長期未着手の都市計画道路について、計画の必要性や事業の実現性等を総合的に点検・検証し、計画の変更・廃止を含めた見直しを進める。

② 安全性を確保した交差点整備を行うとともに、信号機の設置は関係機関と随時調整していく。

③ 芽室町道路整備規準に基づき、各路線の役割に応じた道路整備を計画的に実施する。

④ 安全面を考慮し、実態に即した除排雪作業を進めていく。

⑤ 芽室町道路マスタープランを見直し、各路線が担う役割や機能を再評価した上で位置付けの精査を行う。これにより、路線の役割に応じた計画的な道路整備を推進する。

⑥ 通学路は安全な歩道や信号機、横断歩道整備などを進める。夜間の安全性を考慮し、街灯の維持管理に努める。

⑦ 芽室町道路整備規準に基づき、歩行者等の交通状況やネットワーク特性、沿道の立地状況といった地域特性を十分に考慮し、適切な道路整備を推進する。

⑧ 必要に応じ、公共駐車場を配置し、路上駐車改善を進める。

⑨ 街路樹等整備、管理を進め、機能面・景観面の充実をはかる。経過年数の長い街路樹の計画的な維持管理を進め、四季を感じる樹木を選定する。

(地域別構想)
芽室中央地域の方向性

1. 分野	2. 基本方針	3. 現状と課題
公園・緑地・河川	(ア) 公園緑地の整備	・ニーズや地域特性に合わせた公園整備 ① 利用者ニーズや地域特性に合わせた集約・再編が必要である。
	(イ) 既存の緑地・自然林等の活用	・河川周辺の活用と維持管理 ② 河川に囲まれた市街地であるが、河川や自然に親しむ環境が十分ではない。河川の水質保全や降雨による安全対策など河川環境の適切な維持管理が求められている。
	(ウ) 河川沿いの緑環境整備	
	(エ) 景観の観点からの緑整備	・公園・緑地の維持管理と景観的配慮 ③ 公園・緑地には景観的な配慮が求められているため、自然・花・緑地・並木など地域の特色を生かした整備と維持管理を進めていく必要がある。芽室公園は柏の木をシンボリックな高木として、今後も適切な維持管理が必要である。
	(オ) 防災の観点からの公園整備	・災害時の公園活用 ④ 災害時の避難場所として、設備充実が求められている。

公共施設	(ア) 利用者ニーズに合った施設整備	・公共施設の有効活用・利用促進 ① 公共施設の集約や施設の規模、設備など、利用者ニーズを捉えながら整備していく必要がある。また、既存公共施設の有効活用のために利用促進策をはかることが必要である。
	(イ) 人や環境にやさしい施設整備	・福祉施設の整備 ② 老朽化した公営住宅や地域福祉館の適切な整備が必要である。 ・高齢者施設の整備 ③ 高齢社会に対応するため、介護・自立・健康などの課題を踏まえた高齢者施設等のあり方を検討し、整備を進めていく必要がある。
	(ウ) 防災に配慮した施設整備	・避難場所としての公共施設の充実 ④ 避難収容施設になる公共施設は、災害時に対応できる設備や耐震性の向上が必要である。

《将来ビジョン》 今あるものを有効に活用し、誰もが親しみや愛着を持てるコンパクトな市街地を目指します。

《キーワード》

- | | | | | |
|---------|--------|-------|---------|-------------|
| ・市街地空洞化 | ・空き家 | ・空き地 | ・まちなか居住 | ・コンパクト |
| ・東西バランス | ・買物不便地 | ・道路整備 | ・公園整備 | ・維持管理 |
| ・長寿命化 | ・駐車場整備 | ・景観形成 | ・公共施設集約 | ・利用者ニーズ |
| ・高齢者 | ・子どもたち | ・水辺環境 | ・防災拠点 | ・ユニバーサルデザイン |

4. 解決の方向性

① 茅室町都市公園ストック再編計画に基づき、各公園の役割を明確化し、公園整備を進める。

② ピウカ川河川敷に親水性と防災機能を備えた防災親水公園の整備を検討する。各河川は適切な維持管理により安心できる水辺環境を整えていく。

③ 各公園に緑や花の植栽を進め、大木化した街路樹は路線ごとに更新計画を策定する。

④ 防災公園について適切な維持管理を行うとともに、公園機能の再編を進める。あわせて、町内会指定の緊急避難場所となっている公園については、引き続き適切に維持管理を行う。

① 公共施設配置を計画的に進め、規模、設備などは利用者ニーズに合わせて整備するとともに、有効的な活用策を常に模索していく。公共駐車場充実をはかるとともに、公共施設（駐車場）への誘導サインの整備を進める。各施設の使用法・活用法について、周知を行う。

② ユニバーサルデザイン化や環境に配慮し、計画的に公営住宅や地域福祉館の整備を進めていく。

③ 地域包括ケアシステムの深化・推進の中で先進自治体の調査研究を継続し、ユニバーサルデザイン化や環境への配慮、高齢者の健康、社会参加、世代間交流等を考慮した施設整備を念頭に必要高齢者施設等整備を民間企業とも連携しながら進めていく。

④ 茅室町耐震改修促進計画に基づき、避難所となる公共施設は優先的に耐震化を図る。

3-(3) 芽室東地域の将来ビジョン

芽室東地域は、国道38号沿道の工業団地地区と宅地造成が進められた東めむろ地区を含めた大成地区の大きく2つの市街地に分けられます。

工業団地は帯広市側と一体的な工業地が形成され、大きな区画割の中に大規模工業施設群が配置され、産業活力みなぎる工業集積地としての役割を担っています。

一方大成地区は、工業団地に近い地理的優位性を生かして、職住が近接した住宅団地として位置付けし、計画的な市街地の形成を目指しています。

住宅地の整備にあたっては、ゆとりある居住空間の創造と身近な自然との調和や環境保全に配慮した質の高い市街地を目指していきます。

このことから、本地域は芽室町の東地域として、以下の将来ビジョンを設定します。

芽室東地域の将来ビジョン

交通アクセスの良さを活用し、環境に配慮した質の高い職住近接の市街地を目指します。

— 芽室東地域のキーワード —

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| ・ 職住近接 | ・ 工業集積地 | ・ 企業進出 | ・ 計画的住宅地 |
| ・ 街並み景観 | ・ 道路網検証 | ・ アクセス強化 | ・ 歩道整備 |
| ・ 通学路 | ・ 自然環境 | ・ 農村風景 | ・ 公共施設配置 |
| ・ 利用者ニーズ | ・ 避難施設 | | |

芽室東地域の方針図

住まいのゾーン
工業ゾーン
工業利便ゾーン
沿道活用ゾーン
農地保全ゾーン
緑の保全ゾーン
有効活用ゾーン
工業検討ゾーン
高規格道路
国道38号
主要な道
主要な町道
街区公園
近隣公園
都市緑地
景観を考えた緑の整備

芽室東IC
国道38号
JR根室本線
帯広方面へ
帯広市
帯広、広尾自動車道
ニュージルス川
2丁目通の歩行者の安全確保
JR大成駅
有効活用の検討
市街地への導入部として景観的な配慮
三輪川
西川

工業団地の緑化・環境向上
国道38号沿いの景観配慮

芽室東IC
JR大成駅
JR根室本線
帯広方面へ
帯広市
帯広、広尾自動車道
ニュージルス川
2丁目通の歩行者の安全確保
JR大成駅
有効活用の検討
市街地への導入部として景観的な配慮
三輪川
西川

工業団地の緑化・環境向上
国道38号沿いの景観配慮

(地域別構想)
芽室東地域の
方向性

1. 分野

2. 基本方針

3. 現状と課題

土
地
利
用

(ア) 用途地域の配置

・工業用地の確保と雇用の創出

① 提供できる工業用地がなく、企業進出の妨げとなっている。

(エ) ゆとりのある土地利用

・西大成地区の有効的土地利用

② 美生川とＪＲ線に挟まれた地域は有効的な土地利用が望まれる。

(オ) 街並みの景観

・自然景観の保全

③ 新たな開発が進んでも、周辺自然環境や芽室らしい農村風景の保全が必要である。

・大成橋周辺の景観

④ 大成橋周辺は、市街地への導入部として、人目につきやすい場所であり、景観的対応が求められている。

・景観を意識した２丁目通沿道施設

⑤ ２丁目通の沿道施設の立地等については、街並み景観等にも配慮していく必要がある。

・国道３８号沿いの景観

⑥ 国道３８号沿いの工業団地は、潤いのある街並みを印象づけるために沿道からの視線を考慮した景観的な配慮が必要である。

《将来ビジョン》 交通アクセスを活用し、環境に配慮した質の高い職住近接の市街地を目指します。

《キーワード》

- ・ 職住近接 ・ 工業集積地 ・ 企業進出 ・ 計画的住宅地 ・ 街並み景観
- ・ 道路網検証 ・ アクセス強化 ・ 歩道整備 ・ 通学路 ・ 自然環境
- ・ 農村風景 ・ 公共施設配置 ・ 利用者ニーズ ・ 避難施設

4. 解決の方向性

- ① 企業の立地需要に対応するため、東工業団地周辺に工業系用途地域の指定を進めていく。
- ② 西大成地区の活用について、地域の意向を踏まえたうえで、必要に応じて適切な土地利用を検討していく。
- ③ 芽室町の自然環境や農村風景の保全のために、再生可能エネルギーと地域との共生について検討するとともに、景観保全に対する取り組みを進めていく。
- ④ 大成橋周辺は、市街地への導入部にあたることから、景観に対する配慮を十分に進めていく。
- ⑤ 2丁目通沿道は、芽室東地域と芽室中央地域、帯広からの利用も考え沿道系施設の計画的立地を検討するほか、日勝への主要ルートにあたることから、通過する車の立ち寄りを想定した沿道施設の整備を検討していく。
- ⑥ 国道38号沿道の工業団地は、企業誘致や土地の有効活用をはかり、芽室町の産業を支える地区として継続的发展を目指す。また、緑とのバランスを考慮し、景観向上をはかる。

(地域別構想)
芽室東地域の方向性

1. 分野	2. 基本方針	3. 現状と課題
交通施設	(ア) 道路交通網の改善	・長期未着手となっている都市計画道路の見直し ① 芽室町道路マスタープランにおける将来道路交通網について現状の土地利用を踏まえ、現状と乖離している個所については、見直しが必要となっている。 ・道路交通網の改善 ② 国道38号、道東自動車道芽室インターチェンジ及び帯広JCT等交通アクセスの良さや自然環境等に恵まれた良好な工業団地として整備してきているが、今後の工業系土地利用動態に合わせた道路交通網の整備計画や改善が必要である。
	(イ) 道路構造等の再検討	・街灯、信号機設置による安全確保 ③ 多くの児童、生徒が利用する道路であり、通学時の安全性を確保する必要がある。 ・2丁目沿道の交通施設 ④ 2丁目通の交通量が多いため、沿道の施設や2丁目通と接続する道路からの車の出入りに不便がある。また、季節により大型車両が頻繁に通行している現状がある。 ・道路マスタープランの見直し ⑤ 芽室町道路マスタープランでは、町独自の道路構造としてコスト削減や長寿命化を実施している。今後はコスト削減や長寿命化対策として舗装打ち換え等の検討が必要である。 ・道路構造等の再検討 ⑥ 既存工業団地等、工業系土地利用がはかられている地区について、高い走行性を維持するとともに大型車両通行時にも長寿命化がはかれる道路構造が求められる。また、工業系土地利用動態を勘案し、道路交通網等の計画に合致した規格の道路構造が求められている。
	(エ) 誰もが歩きやすい歩行者交通施設整備	・ベビーカー、車椅子、高齢者等に対応した歩道整備 ⑦ ベビーカーや車椅子利用者、高齢者が利用しやすい歩道など、歩行者の立場に立った道路整備が求められている。

《将来ビジョン》 交通アクセスを活用し、環境に配慮した質の高い職住近接の市街地を目指します。

《キーワード》

- ・ 職住近接
- ・ 工業集積地
- ・ 企業進出
- ・ 計画的住宅地
- ・ 街並み景観
- ・ 道路網検証
- ・ アクセス強化
- ・ 歩道整備
- ・ 通学路
- ・ 自然環境
- ・ 農村風景
- ・ 公共施設配置
- ・ 利用者ニーズ
- ・ 避難施設

4. 解決の方向性

- ① 芽室町における長期未着手の都市計画道路について、計画の必要性や事業の実現性等を総合的に点検・検証し、計画の変更・廃止を含めた見直しを進める。
- ② 工業団地の特性及び大型車両の通行を考慮し、道路マスタープランにおける主要幹線街路とのアクセス強化や走行性能の維持等を検証した上で、都市幹線街路、補助幹線街路及び区画街路等の適切な配置を図る。
- ③ 芽高周辺は、芽室東地域から芽室中央地域へ通学する子どもたちなど、多数の通学者が行き来することから、歩行者の安全性を十分考慮していく。
- ④ 信号機の設置等関係機関と随時調整し、安全性確保に努める。また、企業と連携し安全確保に努める。
- ⑤ 芽室町道路マスタープランを見直し、各路線が担うべき役割や機能を再評価した上で位置付けの精査を行う。これにより、路線の役割に応じた計画的な道路整備を推進する。
- ⑥ 大型車両の通行量に見合った道路構造での整備を推進するとともに、老朽化した路線については構造の検証を行い、改築等を含めた対策を講じることで、高い走行性能を維持する。
- ⑦ 芽室町道路整備規準に基づき、歩行者等の交通状況やネットワーク特性、沿道の立地状況といった地域特性を十分に考慮し、適切な道路整備を推進する。

(地域別構想)
芽室東地域の
方向性

1. 分野

2. 基本方針

3. 現状と課題

公園・緑地・河川

(ア) 公園緑地の整備

・ニーズに合った公園整備

① 利用者のニーズや地域特性に合わせて、適切な維持管理が必要である。

(イ) 既存の緑地・自然林等の活用

・ニュージルシ川沿いの環境保全

② 地域資源として大切なニュージルシ川沿いの樹林地は、ごみが投棄されるなど、環境上の問題がある。

・河川敷の活用、保全

③ 河川や公園は、自然環境を生かした整備を進め、既存の樹林地などの自然を保全していく必要がある。

(エ) 景観の観点からの緑整備

・工業団地の緑化・環境向上

④ 工業団地の環境や景観向上のため、工場敷地内の緑化を進める必要がある。

(オ) 防災の観点からの公園整備

・災害時の公園活用

⑤ 災害時の避難場所として、設備充実が求められている。避難場所の位置の明確化が必要である。

公共施設

(ア) 利用者ニーズに合った施設整備

・公共施設の有効活用・利用促進

① 公共施設の集約や施設の規模、設備など、利用者ニーズを捉えながら整備していく必要がある。また、既存公共施設の有効活用のために利用促進策をはかることが必要である。

(イ) 人や環境にやさしい施設整備

・公共施設の適切な整備

② 居住者の利便性向上のために、公共施設の配置および適切な整備が必要である。

《将来ビジョン》 交通アクセスを活用し、環境に配慮した質の高い職住近接の市街地を目指します。

《キーワード》

- ・ 職住近接
- ・ 工業集積地
- ・ 企業進出
- ・ 計画的住宅地
- ・ 街並み景観
- ・ 道路網検証
- ・ アクセス強化
- ・ 歩道整備
- ・ 通学路
- ・ 自然環境
- ・ 農村風景
- ・ 公共施設配置
- ・ 利用者ニーズ
- ・ 避難施設

4. 解決の方向性

① 芽室町都市公園ストック再編計画に基づき、各公園の役割を明確化し、公園整備を進める。

② ニュウジルシ川沿いの樹林地は、残された大切な自然資源として環境の保全を進めていく。

③ 美生川沿いの環境を保全しながら、河川敷地活用を検討していく。

④ 工業団地内は地区計画制度により工場敷地内の緑化を誘導し、工業地景観の向上をはかる。
国道38号は緩衝緑地の適切な維持管理により沿道景観保全に努める。

⑤ 町内会指定等の緊急避難場所となっている公園は、引き続き適切に維持管理を行う。

① 公共施設配置を計画的に進め、規模、設備などは利用者ニーズに合わせて整備し、有効的な活用策を常に模索するとともに、各施設の予約方法・使用法・活用法について、周知を行う。

② ユニバーサルデザイン化や環境および生活利便性に配慮した、公共施設の配置検討、適切な整備を進めていく。

第 4 章

計画実現のために必要なこと

第 4 章

計画実現のために必要なこと

4－(1) 計画実現のための考え方

「まち育て」 ～みんなで創った計画をみんなで育てる。

都市マスは、大変多くの方々の方の想いをまとめて創りあげた、みんなで創った計画です。

計画は策定することが目的ではなく、実行することで、よりよいまちづくりを進めることが目的です。

この実現していく過程を「まち育て」と呼ぶこととします。

平成 25（2013）年の都市計画マスタープラン見直し時に示した「みんなの夢プラン」は、その後結成した夢プラン実現隊を中心に実行に移していき、実現可能なものについては実施済みとなっています。

今回の見直しにあたっては、それぞれの実施状況を評価していき、今後継続していくものについては、対応する各組織へ移管して引き続き「まち育て」を進めていきます。

4－(2) それぞれの役割でまち育てに参加

「みんなで創った計画をみんなで育てる」を合言葉に町民のみなさん、企業・団体等の方々と役場がそれぞれの役割を確認しながら、一緒になってこの計画を実行していきます（育てていきます）。

町 民	身近なまちづくりに関心を持ち、少しでも行動へ
企業・団体等	事業活動を通して、まちづくりへ参加
役 場	都市マスの進行管理、町民、企業・団体等の方々との連携・調整

4－(3) 都市マスの推進

芽室町総合計画の推進では、町民と行政が具体的な取組を行うことによって、その目標がどれほど達成されたかを把握するための成果指標（成果を測るものさし）を設定し、まちの現状があるべき姿にどれだけ近づいたかを適宜検証しながら、その結果を次に活かしていくというPDCA（Plan→Do→Check→Act）サイクルにより、まちづくりを進め、評価においては、「芽室町自治基本条例」に基づき、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行っています。

都市マスの推進では、これを踏まえ取り組むべき事業について、毎年度策定する実行計画に反映させまちづくりをすすめていきます。

資 料

資料 1	芽室町の概要	7 2
資料 2	町民アンケート集計結果	8 8
資料 3	策定検討会議、まちづくりフォーラム等の経過	9 2
資料 4	策定にたずさわった方々	9 6

資料 1

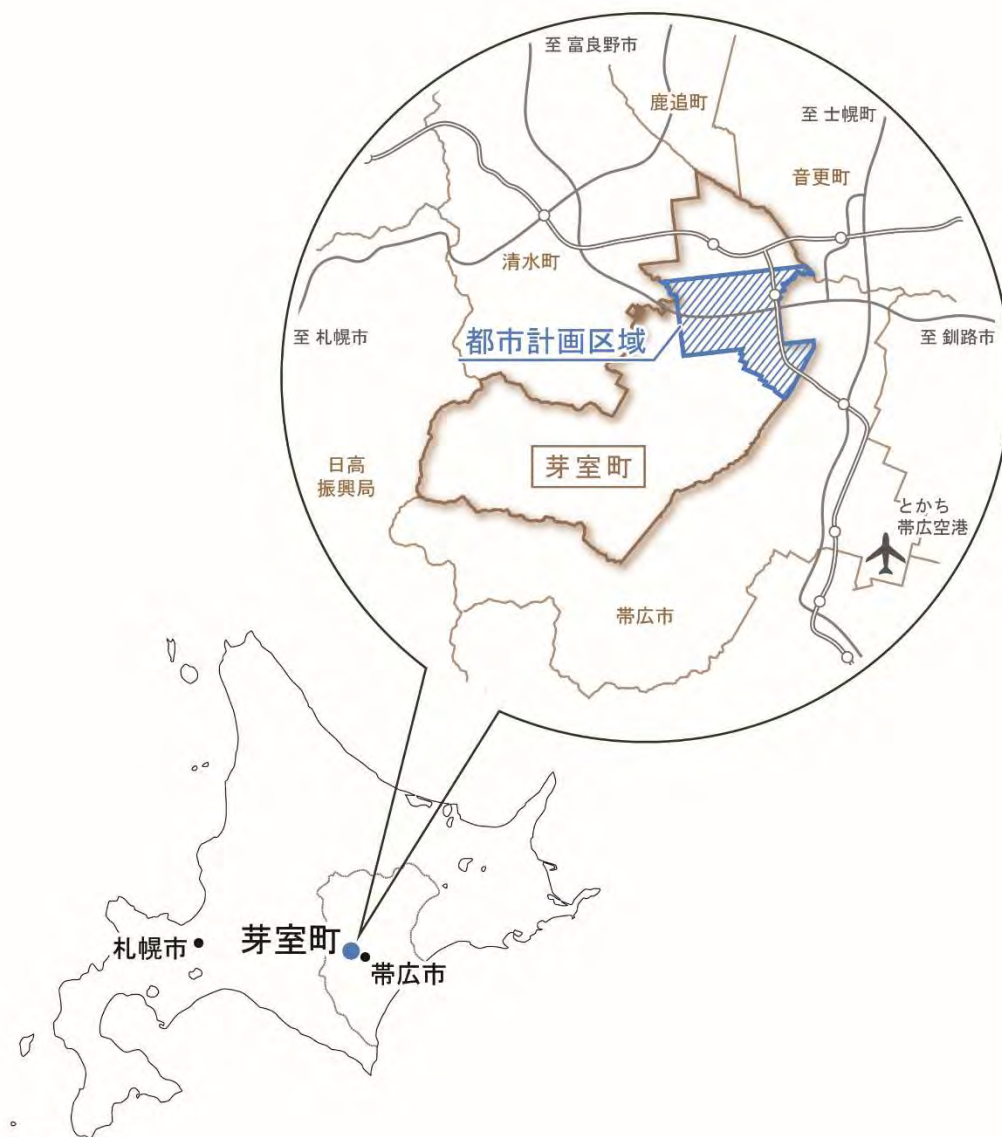
芽室町の概要

1－(1) 芽室町の位置

芽室町は、北緯 42 度 43 分 10 秒 ～ 43 度 01 分 56 秒、東経 142 度 43 分 13 秒 ～ 143 度 09 分 06 秒に位置しており、南北 35. 4km、東西 22. 6km、面積 513. 76k m²の広がりを持っています。

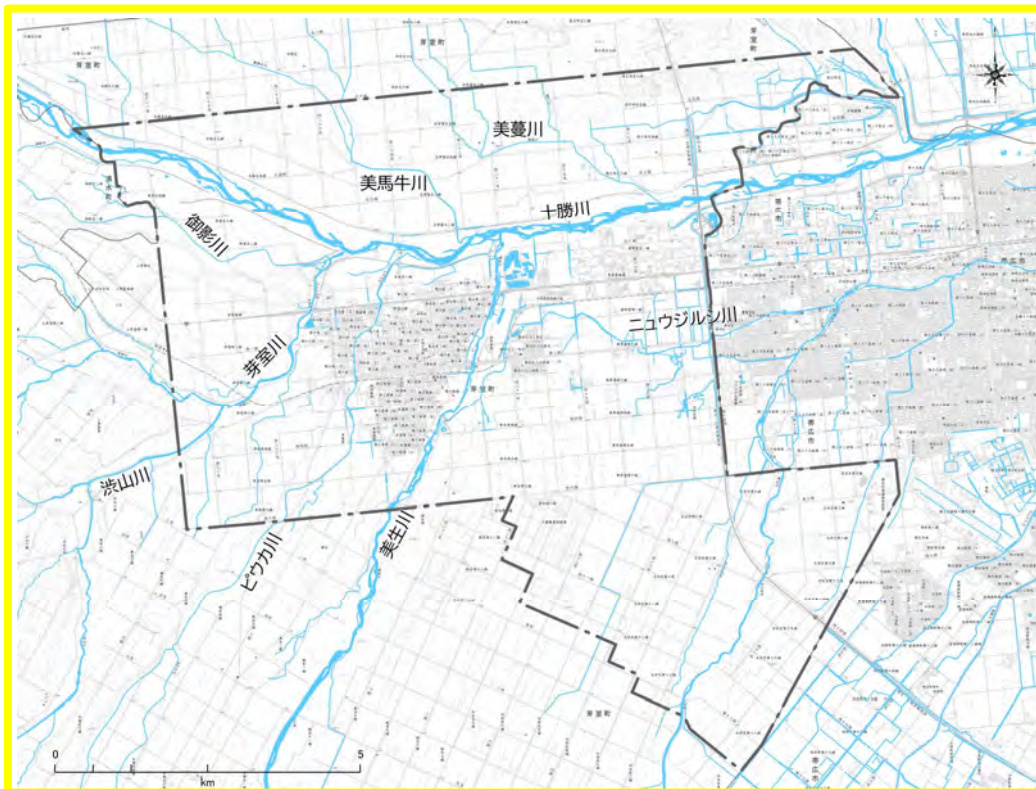
また、十勝のほぼ中央に位置している本町は、南東は帯広市、北は清水町・音更町・鹿追町、西は日高町に隣接しています。

芽室町都市計画マスタープランの対象範囲は、そのうち都市計画区域として指定されている 8, 282ha になります。



1－(2) 水系

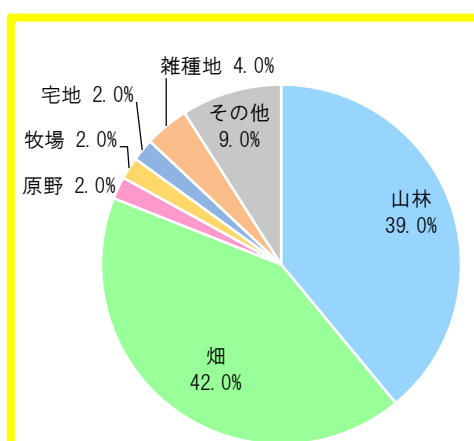
水系は、いずれも十勝川水系で構成され、市街地は、十勝川・美生川・芽室川により囲まれており、北側を十勝川が東西に、中央を美生川が南北に流れ都市の骨格を形成しています。



1－(3) 地目別土地利用

芽室町の地目別土地利用の状況は、山林と畑がそれぞれ約 40%前後と総面積の 8 割以上を占めています。

区 分	面積 (km ²)	構成比
山林	201.57	39.0%
畑	214.41	42.0%
原野	12.28	2.0%
牧場	8.61	2.0%
宅地	10.99	2.0%
雑種地	18.33	4.0%
その他	47.57	9.0%
総面積	513.76	100.0%



出典：R7.1.1 現在 町税務課「土地に関する概要調書」

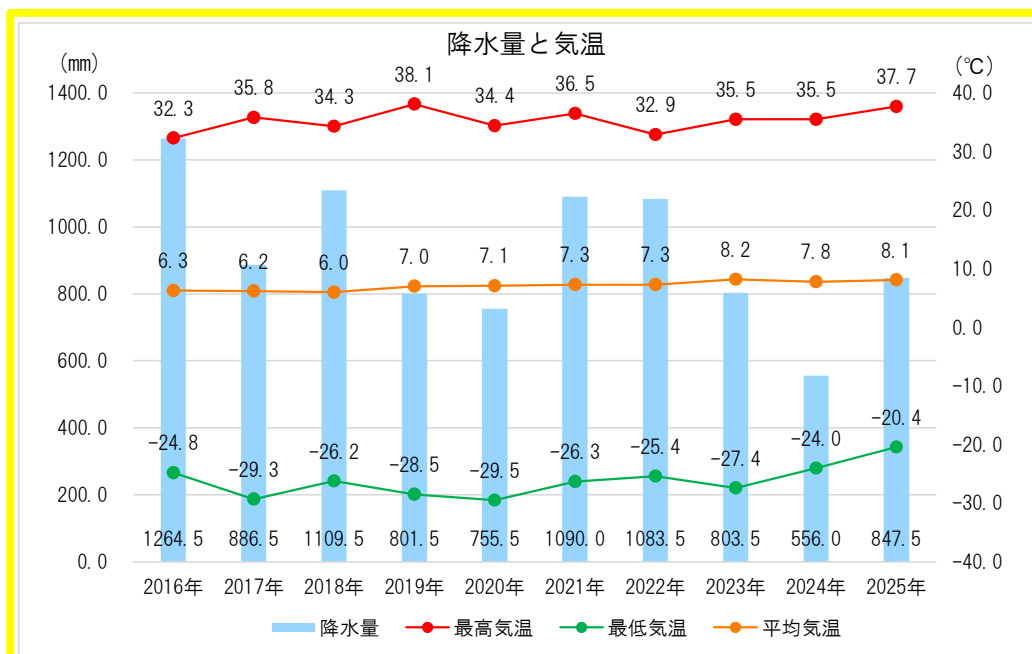
1－(4) 気象特性

芽室町は、内陸性気候特有の夏季と冬季における著しい寒暖差が特徴となっており、直近 10 年間の観測データでは、おおむね 60.0℃の気温差を記録しています。冬は晴天の日が多いことから雪が少なく寒さが厳しいため、土壌凍結が1mにも及ぶところがあります。

令和 7（2025）年の気象状況は、年平均 8.1℃、年間総降水量 847.5mm、年間日照時間 1976.1 時間となっています。また、真夏日（日最高気温 30℃以上）は 29 回、猛暑日（日最高気温 35℃以上）は 5 回観測し、例年より多い結果となりました。

年	降水量		気温			真夏日 /猛暑日	日照 時間
	合計 (mm)	日最大 (mm)	最高 (℃)	最低 (℃)	平均 (℃)		
2016	1264.5	94.5	32.3	-24.8	6.3	10/0	2013.7
2017	886.5	87.5	35.8	-29.3	6.2	9/3	2115.7
2018	1109.5	70.0	34.3	-26.2	6.0	8/0	1946.0
2019	801.5	63.5	38.1	-28.5	7.0	12/4	2123.2
2020	755.5	54.0	34.4	-29.5	7.1	19/0	1991.8
2021	1090.0	91.5	36.5	-26.3	7.3	15/4	1685.5
2022	1083.5	84.5	32.9	-25.4	7.3	10/0	1945.7
2023	803.5	65.5	35.5	-27.4	8.2	28/1	1971.1
2024	556.0	29.0	35.5	-24.0	7.8	18/1	2024.6
2025	847.5	60.5	37.7	-20.4	8.1	29/5	1976.1

出典：気象庁（H28～R7 気象データ）



1－(5) 人口の推移

① 総人口と世帯数

芽室町の総人口は、平成 22（2010）年までは増加傾向で推移していましたが、平成 27（2015）年に減少へ転じ、令和 2（2020）年現在は 18,084 人となっています。

世帯数は、令和 2（2020）年に 7,257 世帯と微増の傾向にあります。一世帯当たり人員については、平成 12（2000）年に 3 人/世帯を割り込み、その後も減少傾向が続いていることから、核家族化の進行や 2 人または単身世帯の増加等の状況が見られます。

区 分	S55 年 1980	S60 年 1985	H2 年 1990	H7 年 1995	H12 年 2000	H17 年 2005	H22 年 2010	H27 年 2015	R2 年 2020
総人口（人）	16,580	16,731	16,577	16,604	17,586	18,300	18,905	18,484	18,048
世帯数（世帯）	4,846	4,939	5,097	5,432	6,051	6,623	7,089	7,169	7,257
一世帯当たり 人員（人/世帯）	3.42	3.39	3.25	3.06	2.91	2.76	2.67	2.58	2.49

出典：国勢調査



② 年齢3区分別人口

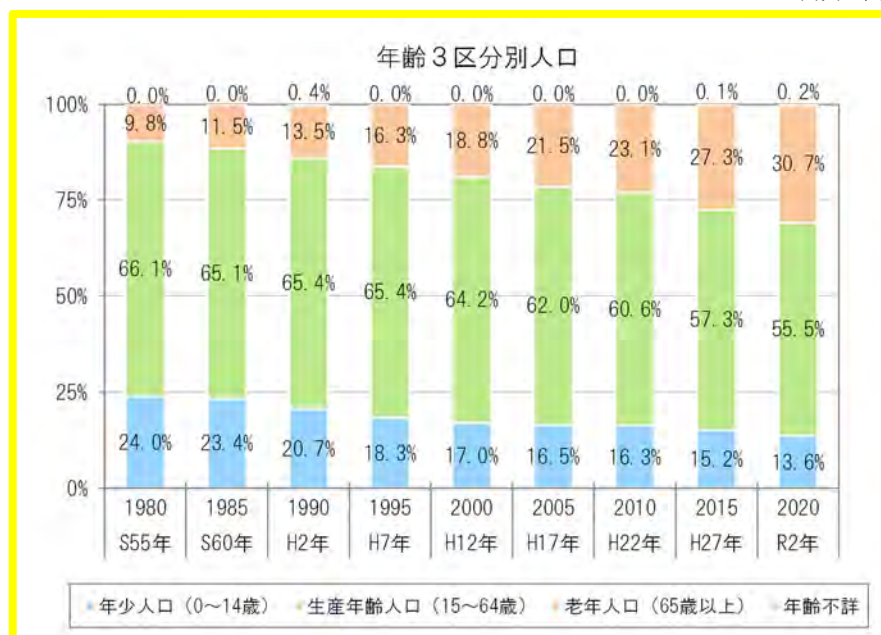
芽室町は、平成 27（2015）年に総人口が減少傾向に転じましたが、それまでは増加傾向にあったことから、人口の大部分を支える生産年齢人口は安定した傾向を示しており、ほぼ横ばいの結果となっています。

その一方で、年少人口は昭和 55（1980）年以降約 1,500 人の減少、老年人口は約 3,900 人の増加を示し、本町においても少子高齢化の傾向となっています。

また、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）による分類では 21%以上を超高齢社会としており、本町は平成 17(2005)年に 21%を超え、その後も高齢化の傾向が続いています。

区 分	S55年 1980	S60年 1985	H2年 1990	H7年 1995	H12年 2000	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020
総人口（人）	16,580	16,731	16,577	16,604	17,586	18,300	18,905	18,484	18,048
年少人口 （0～14歳）	3,983	3,911	3,435	3,035	2,997	3,019	3,080	2,815	2,462
構成比	24.0%	23.4%	20.7%	18.3%	17.0%	16.5%	16.3%	15.2%	13.6%
生産年齢人口 （15～64歳）	10,966	10,899	10,842	10,866	11,283	11,353	11,458	10,600	10,010
構成比	66.1%	65.1%	65.4%	65.4%	64.2%	62.0%	60.6%	57.3%	55.5%
老年人口 （65歳以上）	1,631	1,921	2,238	2,703	3,306	3,926	4,361	5,042	5,535
構成比	9.8%	11.5%	13.5%	16.3%	18.8%	21.5%	23.1%	27.3%	30.7%
年齢不詳	0	0	62	0	0	2	6	27	41
構成比	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%

出典：国勢調査



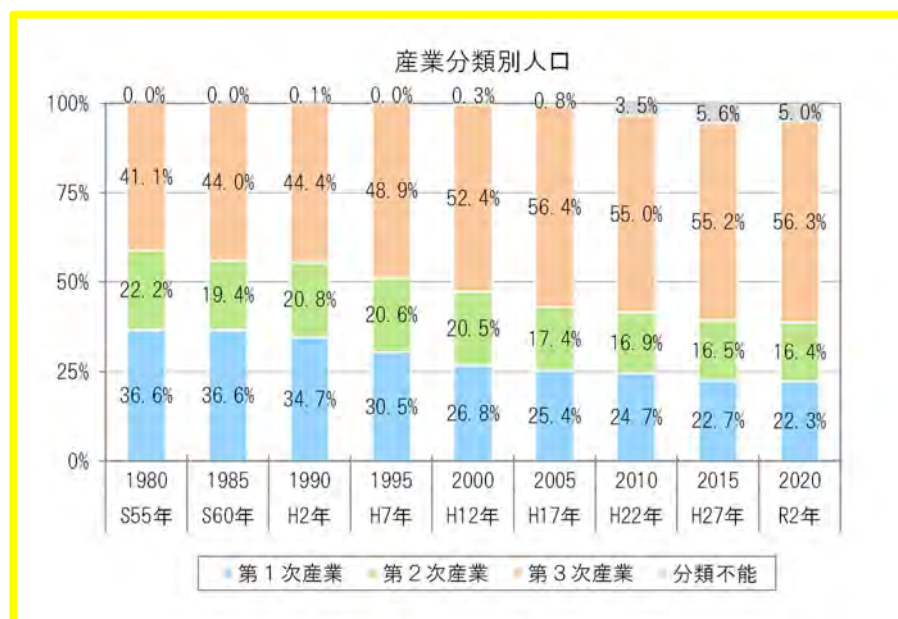
1-(6) 産業分類別人口の推移

芽室町の令和2(2020)年における総就業者数は9,470人となっており、第1次産業が2,110人、第2次産業が1,555人、第3次産業が5,330人となっています。

産業別構成比では、基幹産業である第1次産業、第2次産業の人口比率が減少し、第3次産業の人口比率は増加傾向となっています。

区 分	S55年 1980	S60年 1985	H2年 1990	H7年 1995	H12年 2000	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020
就業者数(人)	8,906	8,690	8,801	8,996	9,243	9,477	9,436	9,475	9,470
第1次産業	3,263	3,182	3,054	2,742	2,481	2,407	2,326	2,148	2,110
構成比	36.6%	36.6%	34.7%	30.5%	26.8%	25.4%	24.7%	22.7%	22.3%
第2次産業	1,979	1,687	1,833	1,855	1,895	1,648	1,591	1,565	1,555
構成比	22.2%	19.4%	20.8%	20.6%	20.5%	17.4%	16.9%	16.5%	16.4%
第3次産業	3,663	3,820	3,904	4,395	4,843	5,347	5,189	5,234	5,330
構成比	41.1%	44.0%	44.4%	48.9%	52.4%	56.4%	55.0%	55.2%	56.3%
分類不能	1	1	10	4	24	75	330	528	475
構成比	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.8%	3.5%	5.6%	5.0%

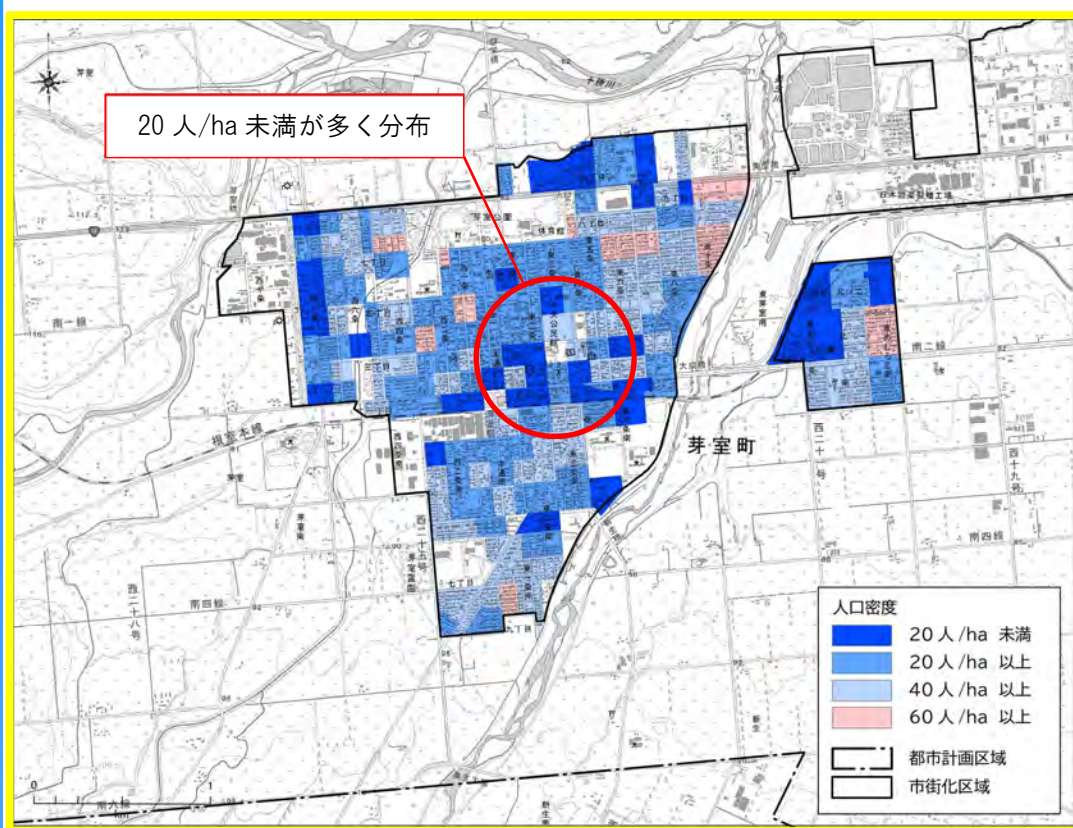
出典：国勢調査



1-(7) 市街地の人口分布

芽室町の市街地は帯広圏都市計画として秩序ある土地利用を誘導してきたため、段階的に市街地を拡大してきた経緯にあり、市街地外縁部では比較的新しい住宅地が配置されています。

これにより、古くからの市街地である中心部では世帯の高齢化等により人口が空洞化してきている状況が見られ、ＪＲ芽室駅前では人口密度が20人/ha未満の区域がまとまって分布しています。



出典：令和2年国勢調査小地域集計から作成

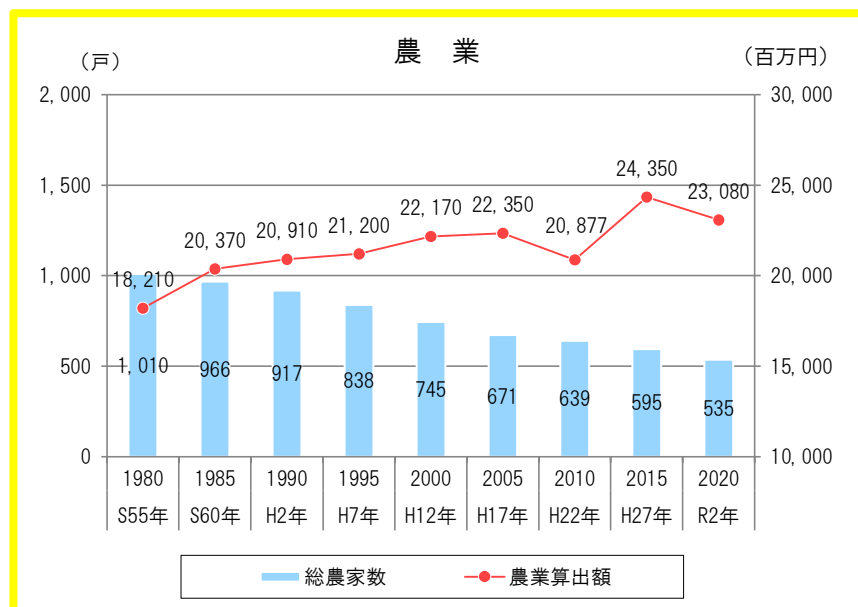
1－(8) 農業

芽室町の基幹産業は農業であり、馬鈴薯、てんさい、小麦、豆類及びスイートコーンなどを主要作物とし、道内有数の生産量を誇る大規模な畑作経営が行われています。

農業就業者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、総農家数は減少傾向にあります。農業機械の導入が進んでいることも影響し、経営耕地面積はほぼ横ばいで推移しています。また、農業産出額は年による変動はあるものの、長期的には上昇傾向にあります。

区 分	S55 年 1980	S60 年 1985	H2 年 1990	H7 年 1995	H12 年 2000	H17 年 2005	H22 年 2010	H27 年 2015	R2 年 2020
総農家数 (戸)	1,010	966	917	838	745	671	639	595	535
経営耕地面積 (ha)	18,771	19,412	19,722	19,353	19,332	19,180	19,814	20,108	19,056
農業産出額 (百万円)	18,210	20,370	20,910	21,200	22,170	22,350	20,877	24,350	23,080

出典：農林業センサス、市町村別生産農業所得統計（推計）



区 分	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
小麦 (R6 産)	6,510	40,200
馬鈴薯 (R5 産)	3,130	121,200
大豆 (R6 産)	1,350	4,440
てん菜 (R6 産)	2,530	186,400

出典：芽室町町勢要覧（2026年2月）

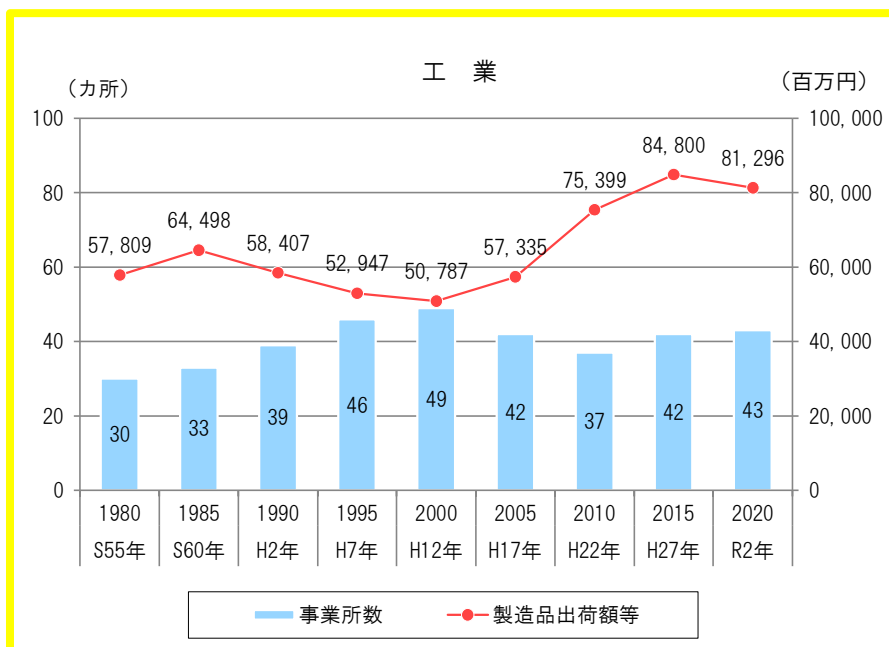
1－(9) 工業

芽室町の工業は、帯広市に隣接しているという立地条件を活かし、地産地消の資源を活用した食料品製造業を中心に発展しており、事業所数、従業者数は令和2(2020)年までに多少の増減が見られるものの、ほぼ安定した傾向が続いています。

また本町には、大型の農畜産物加工工場が多く集積しており、製造品出荷額等は、長期的に見て平成17年(2010)年以降は回復基調にあり、平成27(2015)年には約850億円を記録しました。その後、令和2(2020)年には減少が見られましたが、高水準で推移しています。

区 分	S55年 1980	S60年 1985	H2年 1990	H7年 1995	H12年 2000	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020
事業所数(カ所)	30	33	39	46	49	42	37	42	43
従業者数(人)	1,077	952	1,063	1,149	946	976	984	1,185	1,290
製造品出荷額等 (百万円)	57,809	64,498	58,407	52,947	50,787	57,335	75,399	84,800	81,296

出典：工業統計調査(～H22年)、経済センサス(H27年～)



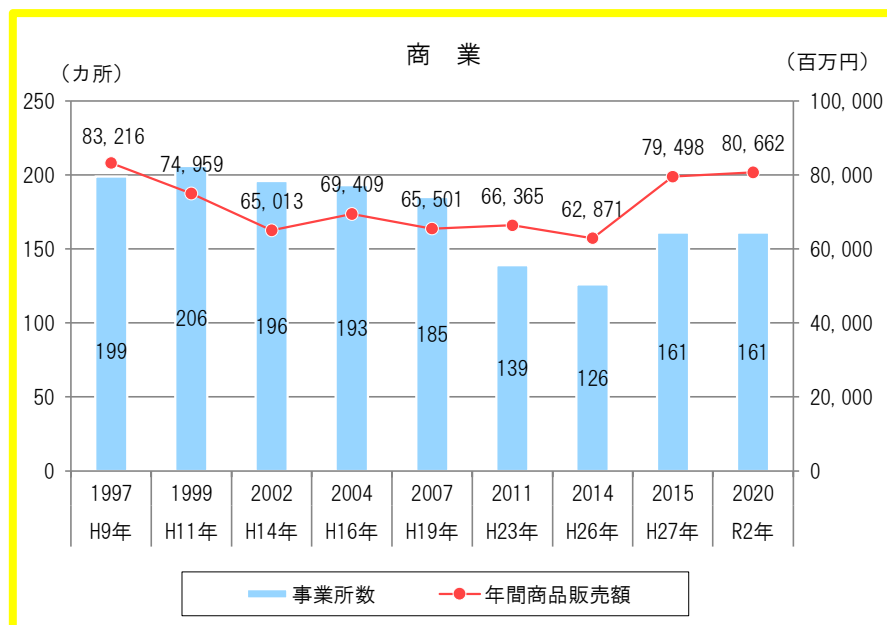
1-(10) 商業

芽室町の令和2（2020）年の商店数は161店で、卸売業が約34%、小売業が約66%となっています。

全体的に減少傾向で推移していましたが、平成27（2015）年から増加に転じ、令和2年（2020年）には年間商品販売額が約806億円となっています。

区 分	H9 年 1997	H11 年 1999	H14 年 2002	H16 年 2004	H19 年 2007	H23 年 2011	H26 年 2014	H27 年 2015	R2 年 2020
事業所数（カ所）	199	206	196	193	185	139	126	161	161
卸売業	49	57	57	57	55	50	45	51	55
小売業	150	149	139	136	130	89	81	110	106
従業者数（人）	1,553	1,577	1,651	1,526	1,619	1,181	1,026	1,437	1,438
製造品出荷額等 （百万円）	83,216	74,959	65,013	69,409	65,501	66,365	62,871	79,498	80,662

出典：商業統計調査（～H19、H26）、経済センサス（H23、H27～）



1－(11) 都市計画道路

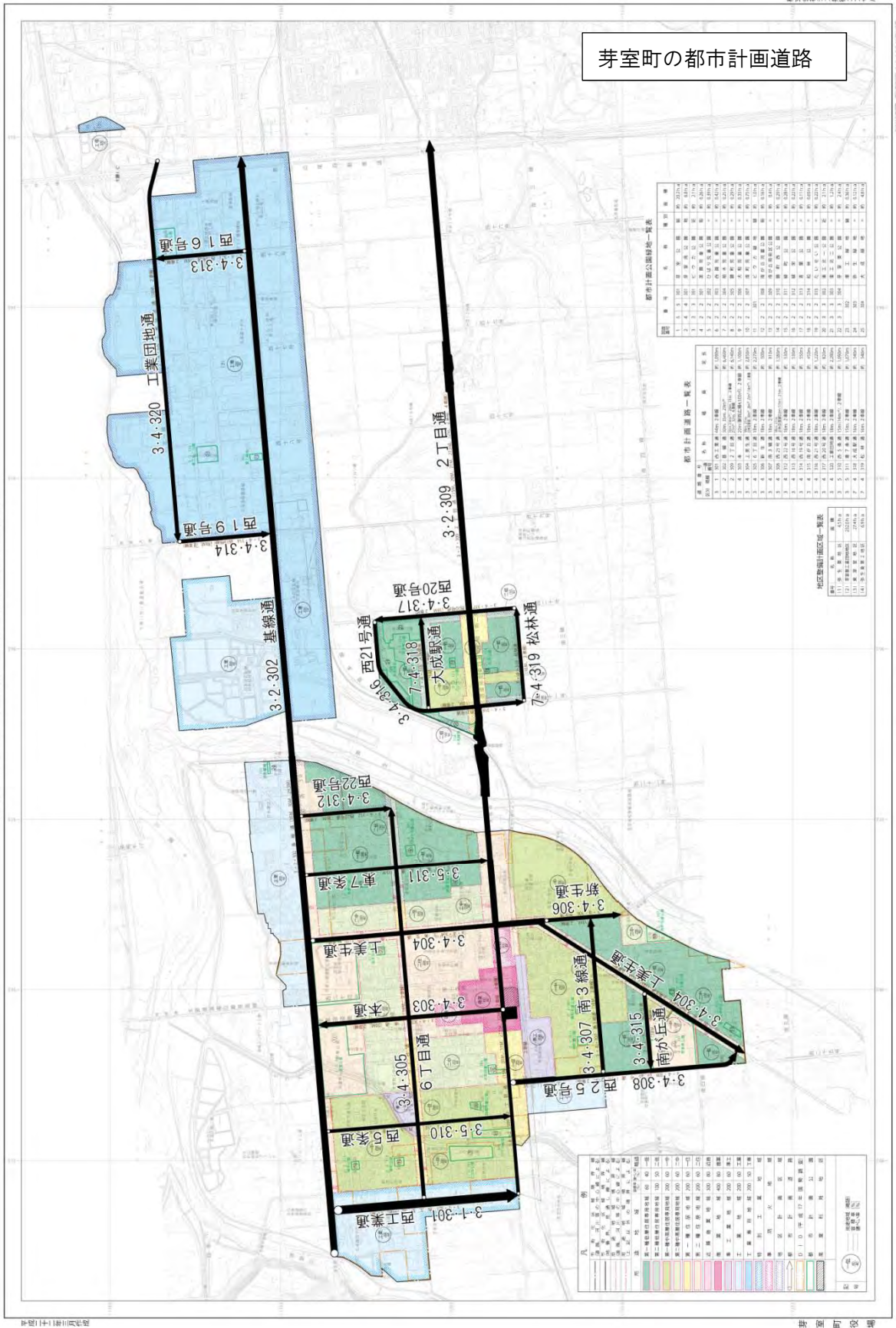
芽室町の都市計画道路は、国道３８号、主要道道豊頃糠内芽室線、一般道道東四条帯広線を中心として、現在 20 路線、総延長 32,330mが都市計画決定されています。

JR 芽室駅前に接する本通は、駅前広場 4,500 m²を含めて計画決定されています。

番 号	名 称	代表幅員	延 長	車線数	備考
3・1・301	西工業通	44m	約 1,090m	2 車線	
3・2・302	基線通	30m	約 6,460m	－	国道
3・2・309	2 丁目通	32m	約 6,140m	2 車線、4 車線	一部道道
3・4・303	本通	20m	約 1,100m	2 車線	道道
3・4・304	上美生通	18m	約 2,850m	2 車線	一部道道
3・4・305	6 丁目通	18m	約 2,270m	2 車線	
3・4・306	新生通	18m	約 500m	2 車線	道道
3・4・307	南 3 線通	18m	約 910m	2 車線	
3・4・308	西 2 5 号通	18m	約 1,380m	2 車線	
3・4・312	西 2 2 号通	16m	約 530m	2 車線	
3・4・313	西 1 6 号通	18m	約 530m	2 車線	
3・4・314	西 1 9 号通	18m	約 550m	2 車線	
3・4・315	南が丘通	18m	約 450m	2 車線	
3・4・316	西 2 1 号通	18m	約 1,220m	2 車線	
3・4・317	西 2 0 号通	18m	約 820m	2 車線	
3・4・320	工業団地通	18m	約 2,290m	2 車線	
3・5・310	西 5 条通	15m	約 1,090m	2 車線	
3・5・311	東 7 条通	15m	約 1,070m	2 車線	
7・4・318	大成駅通	16m	約 540m	2 車線	
7・4・319	松林通	16m	約 540m	2 車線	
計	20 路線		約 32,330m		

出典：めむろの都市計画（令和 7 年度版）

茅室町都市計画図



茅室町の都市計画道路

都市計画道路幅員一覽表

路線番号	区間	幅員(m)	備考
1	1-1-101 1号線	12	幅員
2	2-2-101 2号線	12	幅員
3	3-3-101 3号線	12	幅員
4	4-4-101 4号線	12	幅員
5	5-5-101 5号線	12	幅員
6	6-6-101 6号線	12	幅員
7	7-7-101 7号線	12	幅員
8	8-8-101 8号線	12	幅員
9	9-9-101 9号線	12	幅員
10	10-10-101 10号線	12	幅員
11	11-11-101 11号線	12	幅員
12	12-12-101 12号線	12	幅員
13	13-13-101 13号線	12	幅員
14	14-14-101 14号線	12	幅員
15	15-15-101 15号線	12	幅員
16	16-16-101 16号線	12	幅員
17	17-17-101 17号線	12	幅員
18	18-18-101 18号線	12	幅員
19	19-19-101 19号線	12	幅員
20	20-20-101 20号線	12	幅員
21	21-21-101 21号線	12	幅員
22	22-22-101 22号線	12	幅員
23	23-23-101 23号線	12	幅員
24	24-24-101 24号線	12	幅員
25	25-25-101 25号線	12	幅員

都市計画道路幅員一覽表

路線番号	区間	幅員(m)	備考
1	1-1-101 1号線	12	幅員
2	2-2-101 2号線	12	幅員
3	3-3-101 3号線	12	幅員
4	4-4-101 4号線	12	幅員
5	5-5-101 5号線	12	幅員
6	6-6-101 6号線	12	幅員
7	7-7-101 7号線	12	幅員
8	8-8-101 8号線	12	幅員
9	9-9-101 9号線	12	幅員
10	10-10-101 10号線	12	幅員
11	11-11-101 11号線	12	幅員
12	12-12-101 12号線	12	幅員
13	13-13-101 13号線	12	幅員
14	14-14-101 14号線	12	幅員
15	15-15-101 15号線	12	幅員
16	16-16-101 16号線	12	幅員
17	17-17-101 17号線	12	幅員
18	18-18-101 18号線	12	幅員
19	19-19-101 19号線	12	幅員
20	20-20-101 20号線	12	幅員
21	21-21-101 21号線	12	幅員
22	22-22-101 22号線	12	幅員
23	23-23-101 23号線	12	幅員
24	24-24-101 24号線	12	幅員
25	25-25-101 25号線	12	幅員

地区計画幅員一覽表

地区番号	地区名	幅員(m)	備考
1	1-1-101 1号線	12	幅員
2	2-2-101 2号線	12	幅員
3	3-3-101 3号線	12	幅員
4	4-4-101 4号線	12	幅員
5	5-5-101 5号線	12	幅員
6	6-6-101 6号線	12	幅員
7	7-7-101 7号線	12	幅員
8	8-8-101 8号線	12	幅員
9	9-9-101 9号線	12	幅員
10	10-10-101 10号線	12	幅員
11	11-11-101 11号線	12	幅員
12	12-12-101 12号線	12	幅員
13	13-13-101 13号線	12	幅員
14	14-14-101 14号線	12	幅員
15	15-15-101 15号線	12	幅員
16	16-16-101 16号線	12	幅員
17	17-17-101 17号線	12	幅員
18	18-18-101 18号線	12	幅員
19	19-19-101 19号線	12	幅員
20	20-20-101 20号線	12	幅員
21	21-21-101 21号線	12	幅員
22	22-22-101 22号線	12	幅員
23	23-23-101 23号線	12	幅員
24	24-24-101 24号線	12	幅員
25	25-25-101 25号線	12	幅員

都市計画道路幅員一覽表

路線番号	区間	幅員(m)	備考
1	1-1-101 1号線	12	幅員
2	2-2-101 2号線	12	幅員
3	3-3-101 3号線	12	幅員
4	4-4-101 4号線	12	幅員
5	5-5-101 5号線	12	幅員
6	6-6-101 6号線	12	幅員
7	7-7-101 7号線	12	幅員
8	8-8-101 8号線	12	幅員
9	9-9-101 9号線	12	幅員
10	10-10-101 10号線	12	幅員
11	11-11-101 11号線	12	幅員
12	12-12-101 12号線	12	幅員
13	13-13-101 13号線	12	幅員
14	14-14-101 14号線	12	幅員
15	15-15-101 15号線	12	幅員
16	16-16-101 16号線	12	幅員
17	17-17-101 17号線	12	幅員
18	18-18-101 18号線	12	幅員
19	19-19-101 19号線	12	幅員
20	20-20-101 20号線	12	幅員
21	21-21-101 21号線	12	幅員
22	22-22-101 22号線	12	幅員
23	23-23-101 23号線	12	幅員
24	24-24-101 24号線	12	幅員
25	25-25-101 25号線	12	幅員

1－(12) 都市計画公園・緑地

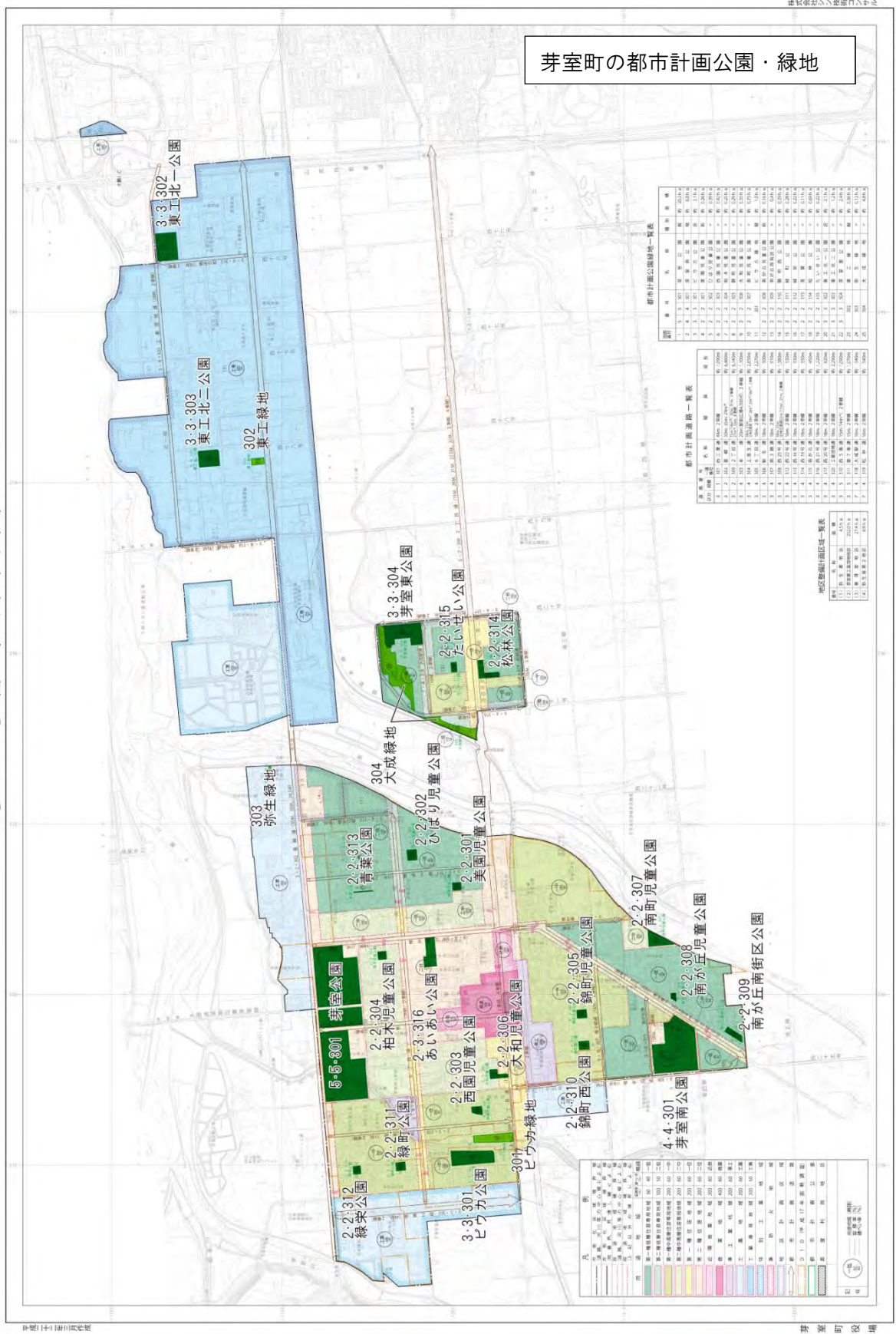
芽室町の都市計画公園は、街区公園 16 カ所、近隣公園 4 カ所、地区公園 1 カ所、総合公園 2 カ所の計 23 カ所、総面積 80.07ha が計画決定されており、全て供用されています。

都市計画緑地は 4 カ所、総面積 6.28ha が計画決定されており、東工緑地以外の 5.92ha が供用されています。

種別	番 号	名 称	位 置	面積 (ha)
街区公園	2・2・301	美園児童公園	東6条3丁目	0.26
	2・2・302	ひばり児童公園	東7条5丁目	0.39
	2・2・303	西園児童公園	西4条3丁目	0.42
	2・2・304	柏木児童公園	東3条6丁目	0.25
	2・2・305	錦町児童公園	本通南3丁目	0.29
	2・2・306	大和児童公園	西2条2丁目及び西3条2丁目	0.35
	2・2・307	南町児童公園	東3条南6丁目及び南7丁目	0.75
	2・2・308	南が丘児童公園	本通南7丁目	0.16
	2・2・309	南が丘南街区公園	芽室	0.40
	2・2・310	錦町西公園	西2条南3丁目	0.29
	2・2・311	緑町公園	西7条6丁目	0.28
	2・2・312	緑栄公園	西7条8丁目	0.22
	2・2・313	青葉公園	東6条7丁目	0.11
	2・2・314	松林公園	東芽室	0.69
	2・2・315	たいせい公園	東芽室	0.22
	2・3・316	あいあい公園	東3条4丁目	1.09
近隣公園	3・3・301	ピウカ公園	西6条3～4丁目、西7条3～4丁目	2.10
	3・3・302	東工北一公園	東芽室	2.10
	3・3・303	東工北二公園	東芽室	1.20
	3・3・304	芽室東公園	東芽室	2.40
地区公園	4・4・301	芽室南公園	芽室	6.80
総合公園	5・5・301	芽室公園	西1条8～9丁目、西2条8～9丁目、本通8丁目、東1条8丁目、西3条8丁目	20.20
	5・5・302	新嵐山スカイパーク	中美生2線	39.10
緑地	301	ピウカ緑地	西6条2～3丁目	1.00
	302	東工緑地	東芽室	
	303	弥生緑地	東11条10丁目	0.12
	304	大成緑地	東芽室	4.80

出典：めむろの都市計画（令和8年度版）

芽室町都市計画図



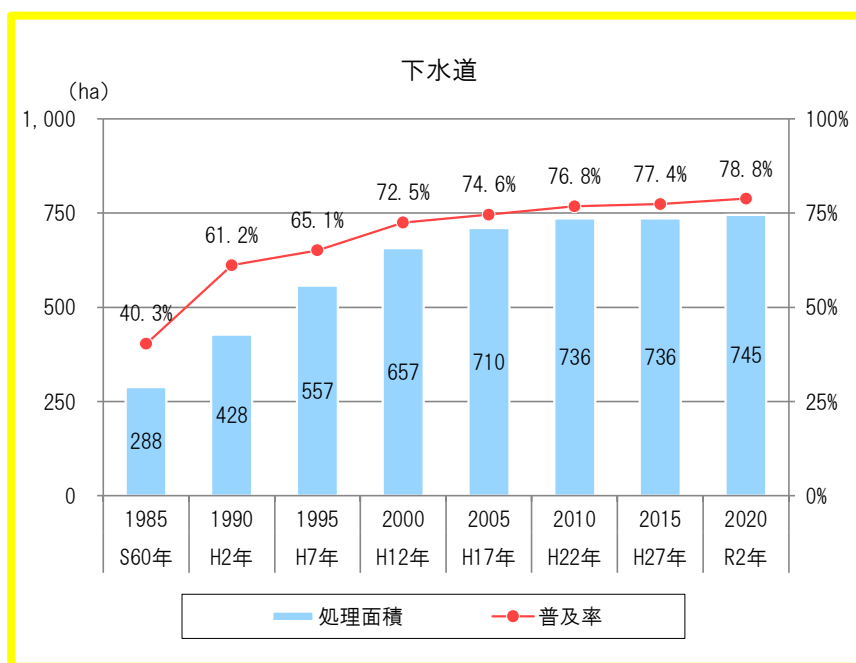
1－(13) 下水道

芽室町の公共下水道は、昭和 48（1973）年度に帯広市との広域下水道として約 189ha の区域を第 1 期計画として着手し、現在は 793.3ha の区域について事業認可を得ています。

令和 2（2020）年の処理面積は 745ha で、約 93.9%の整備率となっています。また、処理人口は 14,391 人で、普及率は約 78.8%となっています。

区 分	S60 年 1985	H2 年 1990	H7 年 1995	H12 年 2000	H17 年 2005	H22 年 2010	H27 年 2015	R2 年 2020
処理面積 (ha)	288	428	557	657	710	736	736	745
処理人口 (人)	9,599	11,254	11,722	12,713	14,125	14,891	14,674	14,391
普及率 (%)	40.3%	61.2%	65.1%	72.5%	74.6%	76.8%	77.4%	78.8%

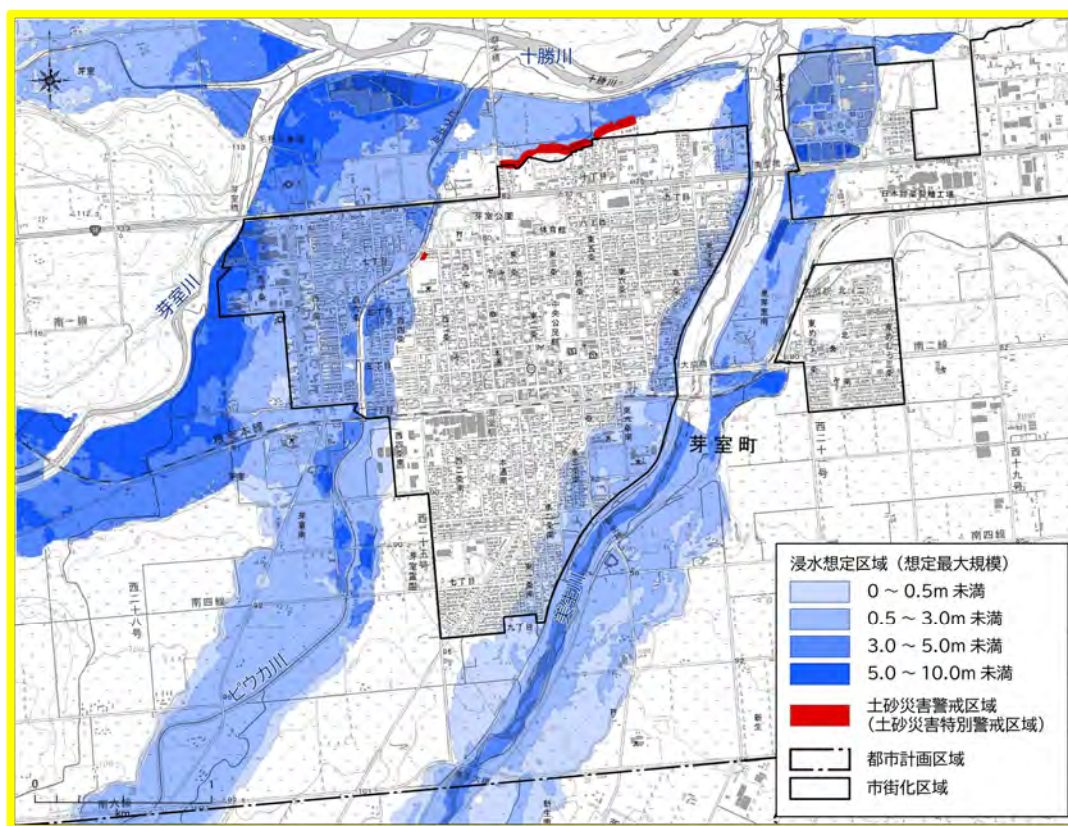
出典：めむろの都市計画（令和 7 年度版）



1-(14) 市街地周辺の災害警戒区域

都市計画区域内に土砂災害警戒区域が9箇所あり、このうち1箇所が市街化区域内、3箇所が市街化区域に接しています。

また、芽室川、ピウカ川、美生川に設定されている浸水想定区域は、その一部に市街化区域が含まれており、平成28(2016)年の台風災害時にはこれらの区域を中心に床上・床下浸水など甚大な被害をもたらしました。



出典：国土数値情報による浸水想定区域、土砂災害警戒区域のデータから作成

資料 2

町民アンケート集計結果

2－(1) 調査の概要

都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定を行うにあたり、広く町民の意向を計画策定に反映していくため、本アンケートを実施しました。

芽室町都市計画マスタープラン見直し・ 立地適正化計画の策定のためのアンケート調査

① 実施機関

芽室町役場 都市経営課都市経営係

② 調査対象者

芽室町の都市計画区域内の居住者を対象として、
年齢バランスを考慮の上、1000 人を無作為抽出しています。

③ 配布・回収方法

郵送により調査票を配布・回収

④ 回収数

配布数 1,000 票

回収数 352 票（回収率 35.2%）

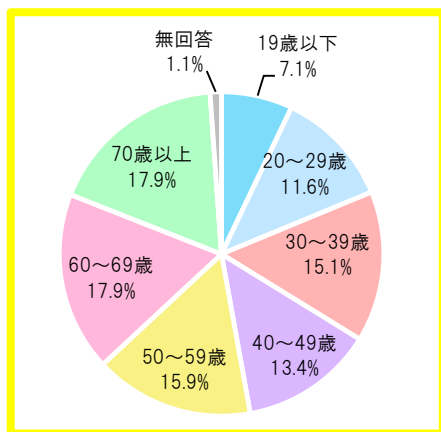
⑤ 調査時期

配布日 令和 7（2025）年 8 月 19 日

回収期日 令和 7（2025）年 9 月 2 日

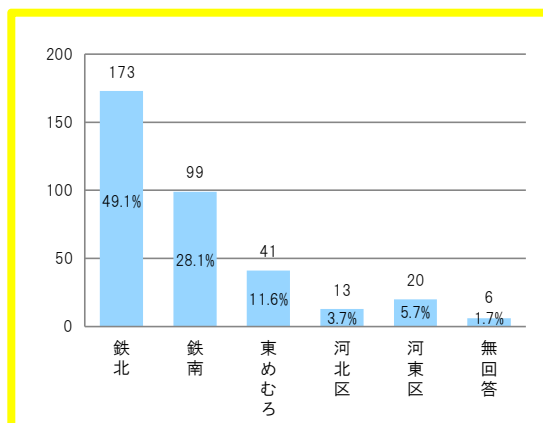
2-(2) 集計と解析結果

① 年齢



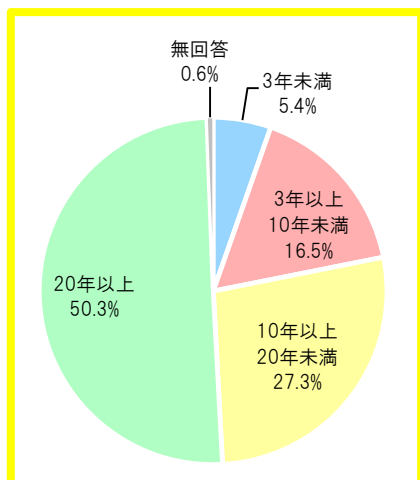
「19歳以下」が他の年代と比較して若干少ないものの、特定の層への大きな偏りはなく、おおむねバランスが取れた回答となっています。

② 居住地区



「鉄北」が173件（49.1%）と最も多く、次いで「鉄南」が99件（28.1%）、「東めむろ」が41件（11.6%）と続き、おおむね人口分布の実態に応じた回答比率となっています。

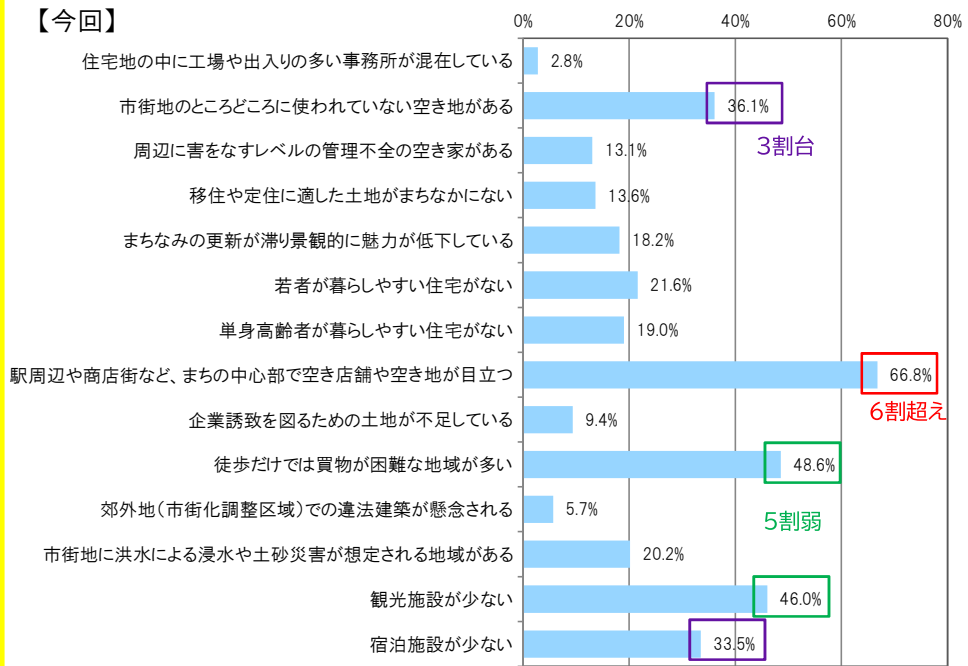
③ 居住年数



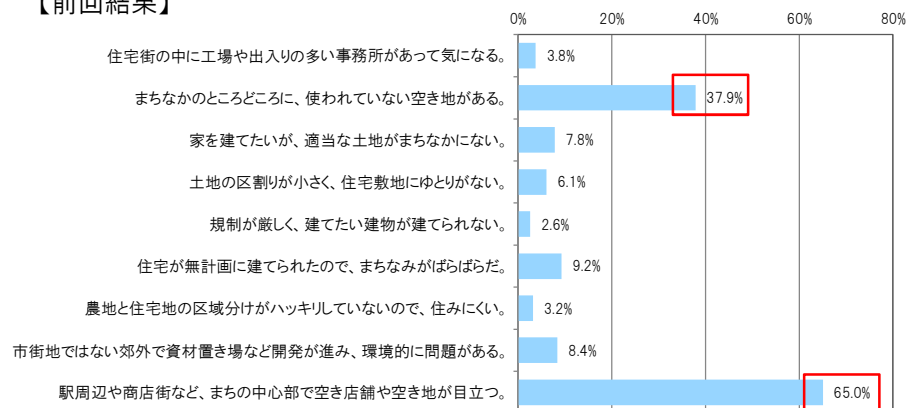
「20年以上」が50.3%と最も多く、次いで「10年以上20年未満」が27.3%となっています。
「20年以上」の方が5割を超えていることから、長年住み続けている方々が多いことが伺えます。

④ 土地の利用状況について

【今回】



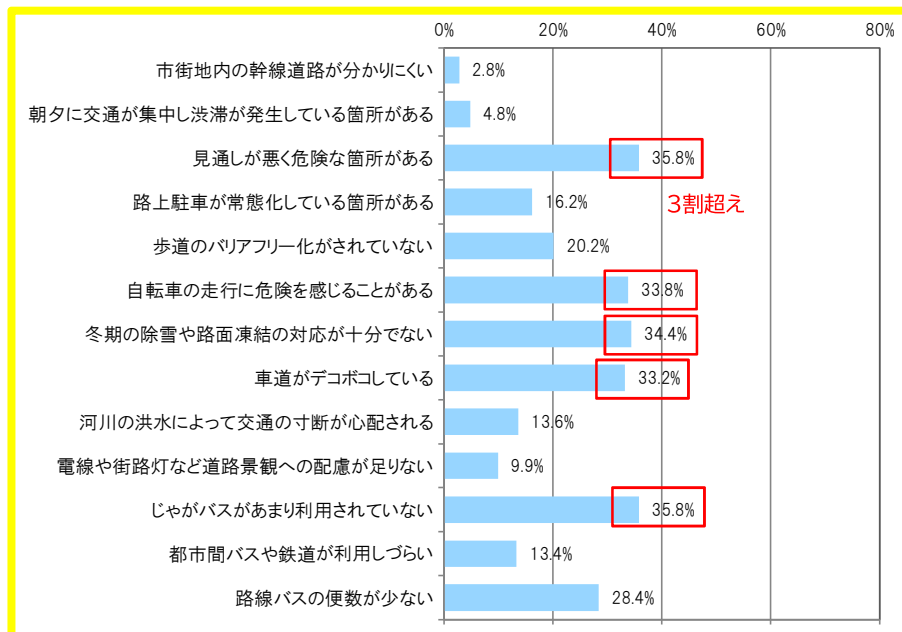
【前回結果】



「まちの中心部で空き店舗や空き地の目立ち」が6割を超え最も割合が高く、「徒歩での買物が困難な地域の多さ」と「観光施設の少なさ」が5割弱、「ところどころに空き地がある」と「宿泊施設の少なさ」が3割台と続きます。

中心部の空き店舗や空き家が前回同様問題視されており、これと連動して買い物環境や観光施設、宿泊施設の充実が求められています。

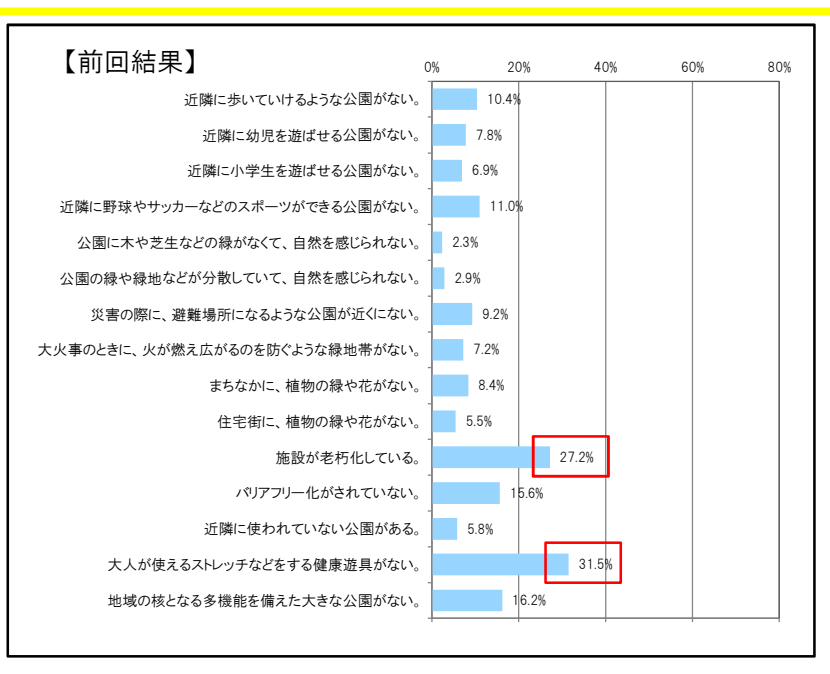
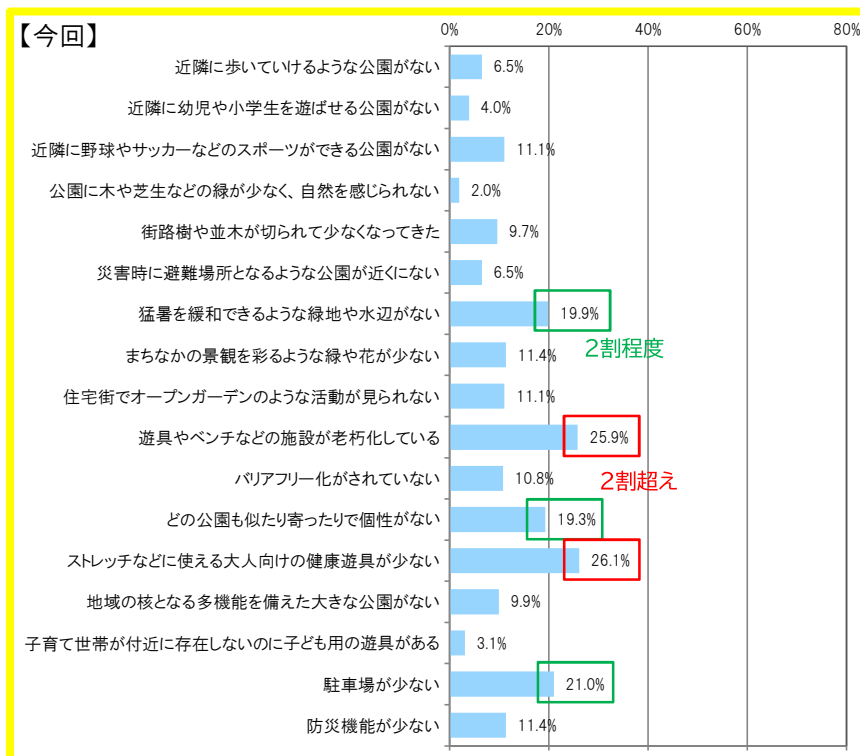
⑤ 交通施設について



道路の管理面では「見通しが悪く危険」、「除雪や路面凍結の対応」、「車道のデコボコ」、サービス面では「じゃがバスが利用されていない」が3割を超えています。

道路交通法の改正と関連して、「自転車の走行に危険を感じる」も3割を超えており、改めて問題視されている状況となっています。

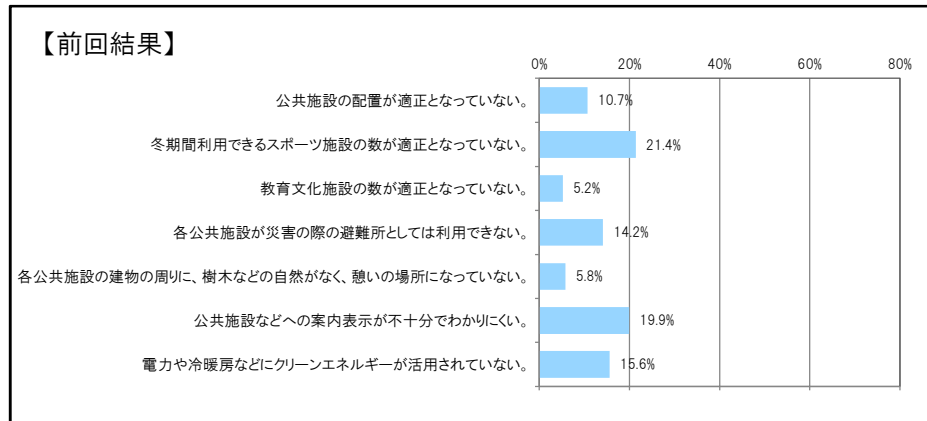
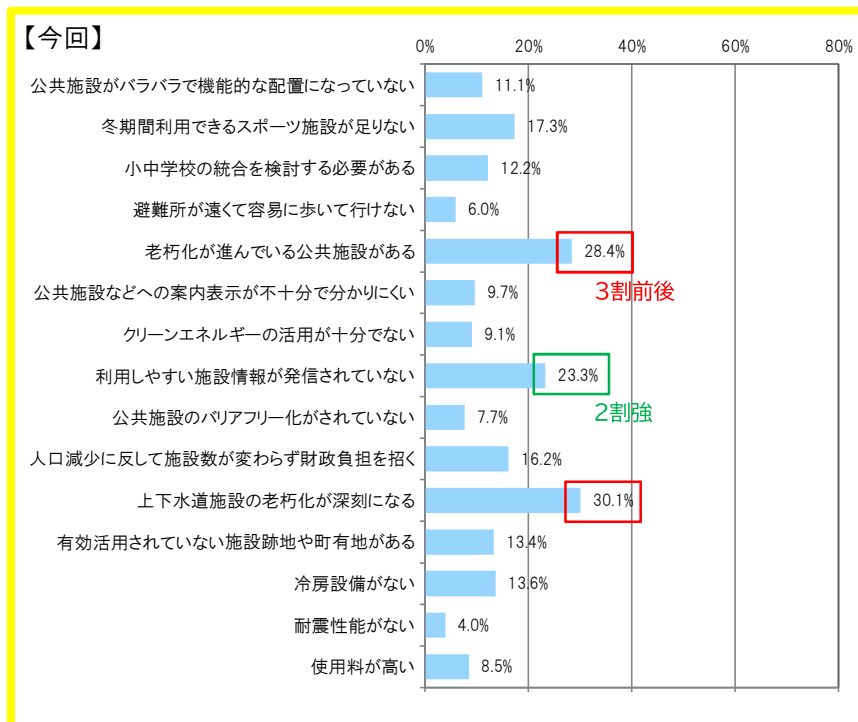
⑥ 公園や緑地について



公園や緑地に関しては、比較的回答が少ない中、「施設の老朽化」と「健康遊具の少なさ」が前回同様2割を超えています。

「猛暑を緩和できる公園や水辺のなさ」と「どの公園も似たり寄ったり」、「駐車場の少なさ」が2割程度となっており、新たなニーズが求められています。

⑦ 公共施設について



「公共施設の老朽化」と「上下水道施設の老朽化」が3割前後と、他の選択肢に比べ高い傾向にあり、次いで「利用しやすい施設情報の発信のなさ」が2割強と続きます。

近年発生した他県での道路陥没事故等を受け、公共施設や上下水道施設の老朽化を懸念しているものと考えられます。

資料 3

策定検討会議、まちづくりフォーラムの経過

3-(1) 策定検討会議

第1回 策定検討会議

日時：令和7（2025）年8月5日（火） 18：30～

場所：役場2階 第7・8会議室



- 1) 会長及び副会長の選任
- 2) 計画策定の趣旨及び検討会議の役割
- 3) 都市計画の概要説明
- 4) 住民アンケート内容の検討

第2回 策定検討会議

日時：令和7（2025）年12月10日（水） 18：30～

場所：役場2階 第7・8会議室



- 1) 住民アンケートの結果
- 2) 課題の整理（全体構想）
- 3) 現計画の検証及び課題の整理（地域別構想）
- 4) スケジュール



第3回 策定検討会議

日時：令和8（2026）年3月5日（金） 18：30～

場所：役場2階 第7・8会議室



- 1) 課題解決の方向性について
- 2) スケジュール



第4回 策定検討会議

日時：令和8（2026）年〇月〇日（〇） 18：30～

場所：役場2階 第7・8会議室



- 1) 〇〇

第5回 策定検討会議

日時：令和8（2026）年〇月〇日（〇） 18：30～

場所：役場2階 第7・8会議室



1) 〇〇



第6回 策定検討会議

日時：令和8（2026）年〇月〇日（〇） 18：30～

場所：役場2階 第7・8会議室



1) 〇〇

3-(2) まちづくりフォーラム

第1回 まちづくりフォーラム

日時：令和 8（2026）年〇月〇日（〇） 〇：〇～

場所：○○



まちづくり フォーラム

～都市計画マスタープラン見直しにあたって～

第1回

2017年

11月28日

火曜日

めむろーど2階【セミナーホール】 菊野町本通1丁目19

(開場18:00)

18:30-20:30

第1部

18:30～19:00
「マスタープラン見直し等の取組状況報告」

現在、富山市では、まちづくり基本計画の見直し（都市計画マスタープラン）の策定に際しては、「立地適正化計画」の策定を目的として、市域全域を対象とした計画の見直しを進めています。その中で、市域内における土地利用のあり方を、より明確にするための取り組みを行っています。

第2部

19:00～20:30
「都市計画マスタープラン・立地適正化計画」の意義と役割
～コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進～」



講師：岡本 浩一氏（北海学園大学教授）
博士（工学）北海道大学大学院、技術士（都市および地方計画）
国土課程修了後、4年間の民間業務経験を経て大学教授（今年11年第3回）

茅渚町役場建設都市整備課計画係

☎ 0155-62-9726 ☎ 0155-62-7036

✉ t-keikaku@memuro.net

資料 4 策定にたずさわった方々

都市計画マスタープラン策定検討会議 委員

区分	所属団体 等	氏 名	視 点	備 考
団体推薦委員	芽室町商工会	武藤 健護	商工業	会長
	芽室町農業協同組合	桜井 哲 白幡 朋嗣	農業	R8. 3. 31 まで 副会長 R8. 4. 1 から 副会長
	芽室町観光物産協会	高橋 広明	観光	
	芽室消費者協会	飯島 裕治	消費者	
	育児ネットめむろ	山田 美樹	子育て	
	芽室町老人クラブ連合会	小椋 考雄	高齢者	
	芽室町市街地町内連合会	稲垣 輝幸 富田 昭雄	コミュニティ	R8. 3. 31 まで R8. 4. 1 から
	めむろみなくる商店会	黒田 卓裕	商業	
	めむろ建築 ・まちづくり研究会	小林 信之	まちづくり	
町関係課委員	政策推進課長	有澤 勝昭	土地利用・公共交通	
	総務課長	佐々木 快治	防災	
	魅力創造課長	我妻 修一	まちなか再生・ 地域コミュニティ	
	高齢者支援課長	久保 禎巳 有本 和晃	高齢者	R8. 3. 31 まで R8. 4. 1 から
	子育て支援課長	佐々木 雅之	子育て	
	農林課長	高橋 力	農業	
	商工労政課長	西田 昌樹	商工業	
	環境土木課長	橋本 直樹 齋藤 和也	道路・公園	R8. 3. 31 まで R8. 4. 1 から

都市計画審議会 委員

区分	氏 名	備 考
学識経験者	太田 寛孝	会長
	廣江 英幸	
	小林 信之	
	青木 昇	職務代理者
	丸山 真由美	
	福井 栄子	

まちづくりフォーラム基調講演 等

北海学園大学 工学部 建築学科 教授	岡本 浩一
--------------------	-------

事務局（都市経営課）

役 職	氏 名	備 考
課長	佐藤 季之 橋本 直樹	R8. 3. 31 まで R8. 4. 1 から
課長補佐兼 都市経営係長	佐藤 史彦	
都市経営係 主査	山田 大樹	
都市経営係 主任	平光 洋太	